

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年1月号 | No. 01/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT テキストプロセッシングタスクフォース

新たに設立された PCT テキストプロセッシングタスクフォースの第 1 回会合が、2024 年 1 月 29 日から 31 日にかけてバーチャル会議として開催予定です。本タスクフォースの目的は、国際段階でのフルテキスト形式による国際出願のより効果的で認められた出願や処理を促進するために、PCT における出願、処理や公開に関する要件をどのように改訂するかについて国際事務局に助言することです。国際事務局は、タスクフォースの助言を受けることにより、PCT 公開の品質が向上し、方式上の欠陥が減少され、出願や処理の効率化をもたらし、カラー図面の提出や公開をはじめとする新しいサービスの提供が可能になると考えます。これらの目標を達成するため、国際事務局は本タスクフォースを設置し、PCT において役割を担う官庁や PCT 作業部会のオブザーバー資格を有するユーザ機関の代表から、フルテキスト形式による国際出願の処理の進展を可能とする変更に関して専門的な意見を求める意向です。会合に関する文書は下記からご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=81130

変換前形式の書類の受理について

受理官庁による変換前形式の書類の受理に関する情報が記載された新しい表が、WIPO ウェブサイト上で利用可能になりました。PCT 実施細則第 706 号に基づき、受理官庁は、国際出願が電子的になされる場合、出願人が、国際出願の本体が変換される前の電子形式の書類 (「変換前書類」) を提出することを認めることができます。これにより、出願された国際出願本体に変換により生じたエラーが含まれていることが発見された場合には、変換前書類に依拠してエラーを訂正することが可能です。この表は、第 710 号(a)(iv) に基づき、国際事務局に通知された現在の受理官庁の実務を記載したものです。以下のリンクからご利用下さい。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/preconversion-format.html>

PCT 作業部会会合文書

第 17 回 PCT 作業部会が 2024 年 2 月 19 日から 21 日にかけてジュネーブにて開催されます。関連文書は以下からご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912

ISA 及び IPEA の取決めの最新/更新情報

国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」

2023 年 7 月 6 日から 14 日にかけてジュネーブにて開催された第 55 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) にて合意された改訂を受けて、ウクライナ経済省と WIPO 国際事務局間の取決めの改訂版が、2023 年 7 月 14 日から発効しました。当取決めは、特許協力条約の国際調査機関及び国際予備審査機関である国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁」の役割に関するもので、英語と仏語の PDF 形式でそれぞれ以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/agreements/ag-ua.pdf>

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/fr/docs/agreements/ag-ua.pdf>

特定の PCT 規則と国内法令との不適合の通知の取下げ

中国国家知識産権局 (CNIPA)

指定官庁 (DO/CN) としての中国国家知識産権局 (CNIPA) は、2024 年 1 月 20 日から、以下の国内法令との不適合の通知の取下げを国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 20.8(b) に基づく通知 (欠落した要素又は部分の引用による補充に関して)、
- PCT 規則 20.8(b) の 2) に基づく通知 (誤って提出された要素又は部分の引用による補充に関して)、
- PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復の効果に関して)、
- PCT 規則 49 の 3.2(a) から (g) に基づく通知 (指定官庁による優先権の回復に関して)、

さらに、指定官庁としての当該官庁は、中国への国内段階の移行日から 2 か月の期間が 2024 年 1 月 20 日以降に満了する場合には、国際出願に対して、PCT 規則 49 の 3.1(a) から (d) 及び PCT 規則 49 の 3.2(a) から (g) を適用します。

上記の情報が、PCT 出願人の手引 附属書 C (CN)、“Restoration of the right of priority” 及び “PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities” の表に反映され、それぞれ更新されます。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT アップデート

CA: カナダ (電子メールアドレス、手数料)

EA: ユーラシア 特許庁 (手数料)

指定 (又は選択) 官庁としてのユーラシア特許庁 (EAPO) に支払う以下の国内手数料の額が、2024 年 1 月 1 日から、以下の通り変更されました。

単一手続手数料 (出願、調査、
公開やその他の処理に関して) 50,000 ロシアルール

クレーム手数料:

- 5 を超えるクレームにつき 5,500 ロシアルール
- 20 を超えるクレームにつき 6,000 ロシアルール
- 50 を超えるクレームにつき 7,000 ロシアルール

審査手数料:

- 一つの発明 50,000 ロシアルール
- 一つの独立したクレームを含む発明群 50,000 ロシアルール
- 二つ目の独立したクレームの追加手数料 30,000 ロシアルール
- 二つを超えるクレームにおける独立した
クレームごとの追加手数料 15,000 ロシアルール

当該官庁はまた、国内手数料の減額を受ける条件について国際事務局 (IB) に通知しました。以下の条件に該当する場合、単一手続手数料は減額されます。

- (i) 国際調査報告が EAPO により作成された場合、40% の減額、又は
- (ii) 国際調査報告が PCT の国際調査機関としての役割を担う官庁により作成された場合、25% の減額

(PCT 出願人の手引 国内編、要約 (EA) が更新されました)

EP: 欧州特許機構 (手数料)

欧州特許庁 (EPO) は、2024 年 1 月 15 日から、ジョージアにおける欧州特許の有効化の手續に関して、指定 (又は選択) 官庁としての当該特許庁に支払う 200 ユーロの手数料が、2024 年 1 月 15 日以降になされる国際出願に基づき助成される旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 国内編、要約 (EP) が更新されました)

FI: フィンランド (手数料)
 GE: ジョージア (保護の種類)
 IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 1 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料のユーロでの換算額が変更されました。

送付手数料: 104 ユーロ
 優先権書類の手数料: 52 ユーロ
 航空便の追加手数料: [変更なし]

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

PO: ポーランド (国内法令の規定)
 RO: ルーマニア (手数料)
 US: 米国 (変換前形式による書類の提出)

受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) は、PCT 実施細則第 706 号が規定する、国際出願と共に変換前形式による書類を提出することは認めない旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (エジプト特許庁、インド特許庁、イスラエル特許庁、ヴィシエグラード特許機構)

ヴィシエグラード特許機構 (VPI) と IB 間の取決めの改訂に関する、2023 年 9 月 21 日付の公示 (PCT 公報) に掲載された情報 (180 ページ目) (<https://www.wipo.int/pct/en/docs/official-notice/officialnotices23.pdf#page=180>) に加えて、VPI は、2024 年 1 月 1 日から発効した以下の手数料について IB に通知しました。

国際型調査手数料:

- HU、PL、SK の国内出願において請求された場合 600 ユーロ
- その他の国内出願において請求された場合 800 ユーロ

同日から、当該機関は、調査手数料の免除、減額や払戻しに関する条件の変更についても通知しました。当該機関が、締約国のいずれかの国内官庁が実施する先の調査の結果を利用可能な場合には、納付された調査手数料の額の 40% が払戻しされます。当該機関が、先の国際調査報告又は国際型調査報告の結果を利用可能な場合には、納付された調査手数料の額の 50% が払戻しされます。なお、納付された調査手数料の全額払戻しや、調査手数料の免除や減額はありませぬ。

2024 年 3 月 1 日から、エジプト特許庁及びインド特許庁が実施する国際調査について、スイスフランで支払う換算額と、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、スイスフラン及びユーロで支払う換算額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EG、IL、IN 及び XV が更新されました))

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

下記の新しい ePCT ビデオチュートリアルが、[出願人向け ePCT ビデオチュートリアル](#)のコレクションに追加されました。

- アクセス権 (https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html):
 - What should I do before leaving the company?
 - What to do if the sole eOwner left the company
- WIPO アカウント (<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>):
 - Best practice with your WIPO Account
- ePCT アクション (https://www.wipo.int/pct/en/epct/epct_actions.html):
 - Delete draft and remove new IA from Workbench

世界知的財産の日-2024 年 4 月 26 日

知財と SDGs –イノベーションと創造力で築く地球の未来

世界知的財産の日 2024 は、より良い未来を築くために、そして国連が掲げる[持続可能な開発目標 \(SDGs: Sustainable Development Goals\)](#) を達成するための原動力を知的財産 (知財) (IP) がいかにかにして支えているかに光を当てる機会です。

2024 のテーマは、「知財と SDGs –イノベーションと創造力で築く地球の未来」です。

知的財産権に裏付けられたイノベーションと創造性によって、地球の未来を築くために貢献している世界中のチェンジメーカーを共に称えましょう。

イベントへ参加したい方でさらに内容について知りたい方は、WIPO がお勧めするアクティビティ、リソースやプロモーション資料をチェックして下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2024-sdgs/index>

世界知的財産の日キャンペーンを皆様の啓発目標に合わせて企画・運用し、ターゲット層へのインパクトを最大化する方法など、詳細については WIPO ウェブサイトをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/2024-sdgs/create-your-campaign>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

ディスタンスラーニングコース: 特許協力条約入門

ディスタンスラーニングの オンライン PCT 入門コース (DL101PCT) は、PCT 制度の紹介と概要を提供しており、理解度と進捗度を計るテストを設けた完全な自主学習形式です。本コースの全工程修了時には、修了証のダウンロードが可能です。無料の本コースは、全 PCT10 公開言語で受講が可能です。受講をご希望の方は、WIPO アカデミーのページからご登録下さい。

<https://welc.wipo.int/acc/index.jsf>

お問合せは、下記までお願いいたします。

PCT.DistanceLearning@wipo.int

実務アドバイス

WIPO アカウントを管理する際のベストプラクティス

Q: 自社では現在、セキュリティポリシーを評価し、改善点を検討しています。ePCT における PCT 出願のセキュリティとアクセシビリティをどのように確保できるのかについてアドバイスをお願いします。

A: ePCT における PCT 出願のセキュリティとアクセシビリティを維持することは極めて重要です。安全性と機密保持上の理由から、WIPO アカウントは個人名（法人名ではない）のみで作成することが可能です。これにより、WIPO アカウント保有者が行うそれぞれの行為について、個人を特定することができます。以下のベストプラクティスに従って WIPO アカウントを保護し、国際出願への継続したアクセスを確保して下さい:

1. 電子メールアドレスが機能していることを確認する

WIPO アカウントの電子メールアドレスが機能していることを定期的を確認して下さい。この電子メールアドレスは、ユーザ名とパスワードの回復、PCT 出願のライフサイクルに関する重要な ePCT 通知の受信、ePCT の新規リリース、ePCT の特徴や機能、新しいウェビナーの配信に関する情報など、複数の目的に使用されます。各電子メールアドレスは、1つの WIPO アカウントにのみ関連付けることができる点にご注意下さい。

2. 回復用の電子メールを記録する

WIPO アカウントに登録された電子メールアドレスにアクセスできなくなった場合に備えて、回復用の電子メールを設定しておくことが重要です。措置を講じておくことにより、ユーザ名及び/又はパスワードを取り戻し、WIPO アカウントを常に管理できるようになります。回復用の電子メールの記録に関する詳細情報については、[WIPO's Learn More](#) ページをご覧ください。

3. 2つの高度な認証方法を使用する

ユーザネームとパスワードに加えて、WIPO アカウントには常に少なくとも2つの認証方法を設定して下さい。これにより、1つの認証方法が利用できなくなった場合でも ePCT に安全にログインすることができます。詳細については [strong authentication](#) ページをご利用下さい。また、パスワードは定期的に更新し、決して他人と共有しないなど、セキュリティ対策を徹底して下さい。

4. 各出願につき 2 つの eOwners を持つ

ワークベンチ内の各出願に少なくとも 2 つの eOwners を割り当てることで、アクセス権管理を合理化することができます。この方法は、eOwner の 1 人が退社した場合や WIPO アカウントにアクセスできなくなった場合に特に役立ち、新しいチームメンバーへのアクセス権の円滑な移行を可能にします。さらに、セキュリティを一層強化するために、定期的に誰にアクセス権を付与したのかを管理し、退社した者のアクセス権を必ず取消すようにして下さい。詳細は[こちら](#)をご確認下さい。

5. 国際出願のリストをエクセル表としてダウンロードする

ワークベンチにある全ての国際出願のリストをダウンロードし、エクセル表として保存します。この予防策により、ePCT 以外でもこの重要な情報にアクセスできるようになります。アカウントへのアクセスに問題が発生した場合、国際出願へのアクセス権を再度請求する必要があるため、この情報を手元に置いておくことは大変重要です。詳細な手順については[ePCT ビデオチュートリアル](#)をご参照下さい。

これらのベストプラクティスは、WIPO アカウントを管理する上で、全般的なセキュリティと効率化に寄与します。この情報は、以下の ePCT ビデオチュートリアルで説明されています。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/epct-best-practice-wipo-account.mp4>

WIPO アカウントへ変更を行う際のその他のガイダンスについては、[Change WIPO Account details](#) ページをご参照下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年2月号 | No. 02/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO 2023/2024 年 PCT ユーザ満足度調査

PCT ユーザ満足度に関する最新調査が 2023/2024 年に実施されました。当調査は主に WIPO が提供する PCT 関連サービスに対するユーザ満足度を調査するために行われ、PCT サービスのどの分野を改善すべきかを決定する際に役立てられます。

当調査は PCT 10 公開言語で実施され、1,700 人以上のユーザから回答を得ました。

当調査では自由回答欄や改善を望む分野の記載欄も設けられました。調査結果と寄せられた具体的な意見は分析され、WIPO の PCT サービス改善のためのアクションプランの基礎とされます。

全般的に、WIPO が提供する PCT 関連サービスに対して、PCT ユーザの 90% が「非常に満足」(39%) 又は「満足」(51%) していると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2023-2024.pdf>

お時間を割いて当調査に回答して下さった皆様には感謝申し上げます。国際事務局は、可能な限り皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT 法務・ユーザ関連部の電子メールアドレス宛にいつでもコメントやご意見をお寄せいただけます。

pct.legal@wipo.int

次回の PCT ユーザ満足度調査は、2025/2026 年に実施予定です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT ニュースレター創刊 30 周年に向けて

1994 年 3 月に創刊した PCT ニュースレターが、来月で 30 周年を迎えます。読者の皆様から、ニュースレターの内容や利便性についてコメントをお寄せいただき、その中から抜粋を記念号に掲載予定です。コメントは、2024 年 2 月末日までに以下の電子メールアドレスへお送り下さい。

pct.newsletter@wipo.int

電子メールの件名は「PCT Newsletter: 30 years」とご記載下さい。

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関、又は国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、以下のリンクから文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、各参加庁について 2023 年 12 月 31 日付の WIPO 手数料移転サービスの一部である PCT 手数料移転の一覧を掲載しました。当一覧は、2024 年 1 月 25 日付の公示 (PCT 公報) (25 ページ目以降) からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規二国間 PCT-PPH 試行プログラム (カナダ知的財産庁 – ブラジル国立産業財産機関 (INPI))

2024 年 2 月 1 日から、カナダ知的財産庁と国立産業財産機関 (ブラジル) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の国の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下をご利用下さい。

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/new-cipo-inpi-pph-pilot-bilateral-agreement>

https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/arquivos/parceiros/canada/memorando-de-entendimento-entre-o-inpi-e-canada_portugues.pdf

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述の情報を含み更新されました (https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)。

例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁について、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日（閉庁した日）に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2024 年 2 月 9 日は、全国的に追加の特別日（休日）とされたため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった（閉庁した）旨を国際事務局（IB）に通知しました。

米国特許商標庁（USPTO）

米国特許商標庁（USPTO）は、悪天候のため、2024 年 1 月 16 日は、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しませんでした（閉庁しました）。

当該官庁の閉庁に関する通知は、USPTO のウェブサイトに掲載されています。

<https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notices/patent-related-notices-2024>

官庁により IB に提供される各官庁の閉庁日の一覧が、上述の情報を含み更新されました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

（訳者注： ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能）

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

2024 年 3 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額（該当する場合）及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/guide/en/>（訳者注： ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能））の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

BY: ベラルーシ (手数料)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

2024 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁 (EPO) に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料:	100 ユーロ
優先権書類の手数料:	120 ユーロ
優先権の回復請求手数料:	750 ユーロ

同じく 2024 年 4 月 1 日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、以下の手数料の額も変更になります (表示されていないその他の手数料に変更はありません)。

出願手数料:

– オンライン提出:	135 ユーロ
– オンライン提出以外の提出:	285 ユーロ
– 以上の EPO 指定締約国に対する指定手数料:	685 ユーロ

クレーム手数料:

– 第 16 番目のクレーム及び それに続く 50 を限度とする各クレーム:	275 ユーロ
– 第 51 番目のクレーム及びそれに続く各クレーム:	685 ユーロ

調査手数料:

– 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願:	1,040 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願:	1,520 ユーロ

手続続行手数料:

– 手数料の遅延納付の場合:	[変更なし]
– その他の場合:	300 ユーロ

配列表の遅延提出手数料: 265 ユーロ

審査手数料:

– 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願:	2,135 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願であって 補充的欧州調査報告が作成されていないもの:	2,135 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた その他全ての (国際) 出願:	1,915 ユーロ

3 年次更新手数料: 690 ユーロ

また、以下の状況において支払う調査手数料の減額の額も変更になります (表示されていないその他の減額に変更はありません)。

国際調査報告又は補充国際調査報告が、オーストリア特許庁、若しくは集中化に関する議定書 (the Protocol on Centralization) に従い、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 若しくはヴィシエグラード特許機構により作成された国際出願については、調査手数料が 1,300 ユーロ減額となります。

また、以下の通り、手数料の免除、減額や払戻しに関する新たな条件が設けられます。

- (i) 英語、仏語又は独語以外の言語を公用語とする [EPC (訳者注: European Patent Convention 欧州特許条約) の] 締約国に住所又は営業の本拠地を有する零細企業、中小企業、自然人、非営利団体、大学又は公的研究機関、並びに外国に居住する当該締約国の国民が、EPC 第 14 条(4) に規定された言語で欧州特許出願又は審査請求をする場合、出願手数料又は審査手数料は 30% 減額される。
- (ii) 零細企業、自然人、非営利団体、大学若しくは公的研究機関が欧州特許出願をする場合、又は国際出願に関して規則 159 に規定する行為を行う場合、以下の手数を 30% 減額します。(a) 出願手数料、(b) 欧州調査若しくは補充的欧州調査の手数料、(c) 審査手数料、及び欧州特許庁が国際調査機関を務めた場合には、既に支払われた国際調査手数料、(d) 指定手数料、(e) 特許付与手数料、(f) 欧州特許出願の更新手数料。

同一人が、(i) 関係する欧州特許出願の出願日又は (ii) 関係する Euro-PCT 出願の欧州段階への移行日から遡って 5 年以内に、5 件以上の欧州特許出願又は Euro-PCT 出願を行っている場合には、手数料の減額は受けられない。

過去の出願に関する該当日とは、欧州特許出願の場合は出願日又は Euro-PCT 出願の場合は欧州段階への移行日とする。複数人が欧州特許出願又は Euro-PCT 出願を行う場合には、各出願人が、関係する手数料の支払日に適用される資格基準を満たす場合に限り、減額を受けることができる。

詳細は、欧州特許条約 (EPC) 施行規則の規則 7 及び手数料に関する規則を参照のこと。

また、当該事項に関連する EPO 刊行物への参照が表示されている、国内編、概要 (EP) にある脚注 3 (出願手数料に関する) も変更されました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) 及び国内編 概要 (EP) が更新されました)

国際調査、補充国際調査及び国際予備審査に関連する所定の手数料の変更は、以下の EPO の公示に掲載されています。

EPO に支払う手数料に関して 2024 年 4 月 1 日に発効する変更の詳細については、それぞれ 2023 年 12 月 14 日及び 2024 年 1 月 15 日付の EPO 管理理事会の決定事項をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a3.html>

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a5.html>

IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 3 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料:	117 米国ドル
優先権書類の手数料:	59 米国ドル
航空便の追加手数料:	12 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IS: アイスランド (手数料)

US: 米国 (手数料)

2024 年 3 月 1 日から発効する、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に米国ドルで支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額の変更に関する情報、及び手数料表の項目 4 に表示されている適用される出願手数料の減額の米国ドルでの換算額の変更については、上記の「米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)」をご参照下さい。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、フィリピン知的財産庁、イスラエル特許庁、国立産業財産機関 (チリ)、米国特許商標庁 (USPTO))

2024 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

フィリピン知的財産庁	スイスフラン
イスラエル特許庁	米国ドル
国立産業財産機関 (チリ)	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO)	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁が実施する国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金 (スイスフラン及び米国ドルでの換算額はまもなく設定される予定です) は、同じく変更となるその他の手数料と併せて下記に表示されています。

調査手数料	1,845 ユーロ
追加調査手数料	1,845 ユーロ
異議申立手数料	1,020 ユーロ
検査手数料	1,020 ユーロ
遅延提出手数料	265 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EP、IL、PH 及び US が更新されました)

補充調査手数料 (欧州特許庁)

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁が実施する補充国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金は 1,845 ユーロです。

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁)

2024 年 4 月 1 日から、国際予備審査機関としての欧州特許庁にユーロで支払う以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料	1,915 ユーロ
追加予備審査手数料	1,915 ユーロ
異議申立手数料	1,020 ユーロ
遅延提出手数料	265 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP) が更新されました)

日本国特許庁が実施する新制度に関するウェビナーのご案内

日本国特許庁が新たに実施する「特定 (技術分野) の特許出願の非公開制度」に関するウェビナーが、2024 年 3 月 13 日に WIPO 国際事務局主催で開催されます。このウェビナーでは、新しく実施される制度と新制度を踏まえて PCT 出願への影響について解説します。日本国特許庁から特許出願非公開プロジェクト事務局長をお招きして、新制度の手続、PCT 出願への影響、出願人・代理人が注意すべきポイントについて具体的にご説明いただきます。

(訳者注: 2024 年 5 月 1 日に施行される新制度については、既に PCT を含む海外での特許取得の選択肢についてのご質問などを WIPO でも受けております。それらのご質問についても、特許出願非公開プロジェクトの事務局長と、進行役が、対話形式で、詳しく説明して参ります。既に当該制度の説明会に参加された方や、説明動画をご覧になった方にもおすすめです。)

ウェビナーは日本語のみで行われ、日本時間午後 5 時から 6 時 (中央ヨーロッパ時間午前 9 時から 10 時) に開催されます。登録は無料です。以下のリンクからご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/4217079163200/WN_jfFW6GwaTc2z6ZCqwbeAnw

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

以下の出願人向け ePCT ビデオチュートリアルが利用可能になりました。

- Upload documents to IB without access rights to application
- Upload documents to IB with access rights to application

ビデオでは、ePCT を利用した国際事務局へのドキュメントアップロードの方法をステップバイステップで説明しています。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/epct_actions.html

実務アドバイス

出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者

Q: 米国特許代理人として、PCT 出願を希望するドイツ国籍を有した米国のクライアントをサポートしています。クライアントの PCT 出願を欧州特許庁 (EPO) に提出することができますか？また、当方は代理人として出願人を代理することができますか？

A: どの出願先に、又はどこの受理官庁 (RO) に出願人が PCT 出願を行うことができるのか、また誰が出願人を代理できるのかについては、主に出願人の国籍と居住国によって決まります。

PCT 規則 19 に従い、出願人は以下の官庁に国際出願を行うことができます。

- (i) 出願人がその居住者である締約国の国内官庁 (又はその締約国のために行動する国内官庁)。
- (ii) 出願人がその国民である締約国の国内官庁 (又はその締約国のために行動する国内官庁)。
- (iii) 国際事務局 (出願人の国籍又は居所のいかんを問わない)。

PCT 第 2 条(xii) に基づき、「国内官庁」には、二以上の国から広域特許を与える任務を委任されている政府間当局も含めるものとします。出願人が複数存在する場合には、少なくとも出願人の一人にこれらの条件が適合している必要があります。

この実務アドバイスのケースでの米国のクライアントが米国の居住者であると想定すると、クライアントは、米国特許商標庁 (USPTO) (RO/US)、そしてクライアントの国籍に関連してドイツ特許商標庁 (RO/DE) か欧州特許庁 (RO/EP)、又は国際事務局 (RO/IB) に PCT 出願を行うことができます。ただし、米国でなされた発明については、国家安全保障措置が適用される場合があります。この場合には、他の三つの受理官庁のいずれかに国際出願する前に、USPTO から外国出願許可を取得するか、同じ発明について最初に USPTO に特許出願をし、その先の出願について国家安全保障に関する命令が出されることなく 6 か月が経過していることが必要となります (<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s140.html> 参照)。

国際段階において代理人として出願人を代理する資格を有する者の決定は、出願がなされた受理官庁により決定されます (PCT 規則 90.1)。各受理官庁は、代理に関する独自の基準を定めており、これは PCT 出願人の手引の附属書 C (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) に記載されています。IB が受理官庁を務める場合には、PCT 規則 83.1 の 2 に基づき、出願人が居所又は国籍を有する国内又は広域官庁に対して業として手続をとる権能を有する者のみを代理人として選任することが可能です。

この実務アドバイスのケースの代理人が、EPO やドイツ特許庁に対して業として手続をとる権能を有する者として登録されていない場合には、USPTO や IB に対する出願に限り、出願人を代理する資格を有することになります。とはいえ、(EPO やドイツ特許庁に対して業として手続をとる権能を有する者として登録されていないものと想定すると) RO/EP と RO/DE に対する代理人として出願手続を行うことは制限されますが、その代理人が、出願人に代わってこれらの官庁に PCT 出願を行うことを妨げるものではありません。代理人として記載できない場合には、PCT 規則 4.4(d) に基づき「通知のためのあて名」として記載できるオプションがあります。これにより、「通知のためのあて名」として記載される代理人は、通常出願人やその代理人へ送付される通信を受け取ることができ、出願人に代わって支払をすることも可能です。ただし、「通知のためのあて名」として記載される代理人が、代理人として出願人に代わって願書 (又は中間書類) に署名することはできません。出願人の署名を取得できない場合、出願における欠落した署名や無効な署名は、PCT 第 14 条に基づき欠陥とみなされます (PCT 出願人の手引 https://www.wipo.int/pct/en/guide/ip06.html#_correction_defects 参照)。この欠陥により出願人が国際出願日を取得できなくなることはありませんが、その後、有効な署名を付した差替え用紙の提出が必要となります。さらに、一人以上の出願人が存在し、出願人を代理する代理人がない場合には、規則 90.2(b) に基づき、特定の選択受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち最初に記載されている出願人が共通の代表者とみなされるため、願書における出願人の氏名の記載順が重要になります (PCT ニュースレター 2014 年 7-8 月号掲載の実務アドバイス 「共通の代理人が選任されていない場合の、願書様式における出願人の記載順の重要性」でも強調されています。ただし、出願人自身がそのうちの一人を共通の代表者として選任している場合はこの限りではありません)。

国際出願の提出に便利な方法は、ePCT を利用することです。新規 PCT 出願を作成するユーザは自動的に eOwner に設定され、ePCT を用いて PCT 出願プロセスを管理することができます。「外部署名」機能では、権限を与えられた署名者 (この実務アドバイスのケースでは出願人) は ePCT にアクセスすることなく、ePCT に保管されているドラフト文書に署名をすることができます。また、出願人に直接アクセス権を割り当てるオプションもあり、出願人は出願前であっても出願にアクセスしたり、必要であれば署名をすることができます。このようにして、この実務アドバイスのケースでの代理人は、出願人に代わって必要な書簡 (例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を求める書簡、第 19 条に基づく補正を求める書簡や出願の取下げなど) を作成し、出願人は、その書簡に外部署名をするか、ePCT 内で直接署名をすることができます。

RO/IB に対する国際出願の提出に関する情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html

ePCT を利用した出願に関する詳細情報については、以下のリンクをご参照下さい。

https://pct.eservices.wipo.int/p_sn_li.aspx?ClickType=2&NodeID=567

このトピックに関する詳しい情報は、PCT ニュースレターの以下の号の「実務アドバイス」に掲載されています。

[2015 年 4 月号](#): 受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示

[2019 年 3 月号](#): 出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例

[2020 年 6 月号](#): 受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる資格 (国際出願が他国の出願人に譲渡される場合)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年3月号 | No. 03/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

2023 年の PCT 出願

2023 年の PCT 出願は、2022 年比で 1.8% の減少となり、合計出願件数は 272,600 件でした。中国が引き続き PCT 出願の最大ユーザであり、69,610 件が出願され (2022 年比で 0.6% 減)、続いて米国が 55,678 件 (5.3% 減) で第 2 位となりました。日本 (48,879 件で 2.9% 減)、大韓民国 (22,288 件で 1.2% 増) そしてドイツ (16,916 件で 3.2% 減) が、2023 年もそれぞれ第 3 位、第 4 位と第 5 位を占めました。上位 10 か国における各国の合計出願件数と全出願件数に対する各国のシェアは以下の通りです。

1.	中国	69,610	25.5%
2.	米国	55,678	20.4%
3.	日本	48,879	17.9%
4.	大韓民国	22,288	8.2%
5.	ドイツ	16,916	6.2%
6.	フランス	7,916	2.9%
7.	英国	5,586	2.0%
8.	スイス	5,382	1.9%
9.	スウェーデン	4,323	1.6%
10.	オランダ	4,258	1.5%

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

上位 10 か国以下では、インド (第 11 位) が PCT 出願において著しい成長 (3,791 件で 44.6%増) を見せました。

2022 年の出願件数との比較など、全ての国の出願件数に関する情報は、以下の WIPO プレスリリース PR/2024/914 のアネックス 1 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pressroom/en/documents/pr-services2024-annexes.pdf#page=1>

なお、この合計と以下に続いて公表されている出願の数値は暫定値ですのでご注意ください。国際事務局は、2023 年に国内官庁や広域官庁に出願された全ての PCT 出願は受理していないためです。出願の確定した数値は、今年の後半に公表されます。

最上位 PCT 出願人は、7 年連続で中国に拠点を置く通信会社ファーウェイ・テクノロジーズとなり、2023 年は 6,494 件の出願が公開されました。その後に大韓民国のサムスン電子 (3,924 件)、米国のクアルコム (3,410 件)、日本の三菱電機 (2,152 件) そして中国の BOE テクノロジー (1,988 件) が続きました。上位 10 出願人のうち、中国のコンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジーが 2023 年の公開出願件数において最も顕著な増加 (576.3%増) を記録したことで、2022 年の第 92 位から 2023 年では第 8 位へ上昇しました。次に中国の北京字跳▲網▼絡技▲術▼有限公司 (Beijing Zitiao Network Technology Co., Ltd.) (191.3%増) が続き、2022 年の第 85 位から 2023 年では第 27 位となりました。

上位 10 出願人と 2023 年に公開された PCT 出願のうち、下記の法人が出願人として名前が挙げられていた出願件数を以下に列挙します。

1.	ファーウェイ・テクノロジーズ (Huawei Technologies Co., Ltd) (中国)	6,494
2.	サムスン電子 (Samsung Electronics Co., Ltd) (大韓民国)	3,924
3.	クアルコム (Qualcomm Incorporated) (米国)	3,410
4.	三菱電機 (Mitsubishi Electric Corporation) (日本)	2,152
5.	BOE テクノロジーグループ (BOE Technology Group Co., Ltd) (中国)	1,988
6.	LG エレクトロニクス (LG Electronics Inc.) (大韓民国)	1,887
7.	エリクソン (Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) (スウェーデン)	1,863
8.	コンテンポラリー・アンペレックス・テクノロジー (Contemporary Ampere Technology Co., Limited (中国)	1,799
9.	OPPO モバイル (Guangdong OPPO Mobile Telecommunications Corp., Ltd) (中国)	1,766
10.	日本電信電話株式会社 (Nippon Telegraph and Telephone Corporation) (日本)	1,760

上位 50 PCT 出願人の一覧は、プレスリリースのアネックス 2 に公表されています。

教育機関からの出願に関しては、カリフォルニア大学が 1993 年以来 PCT 制度の最大ユーザとしての地位を維持しており、2023 年には 531 件の出願が公開されました。上位 10 の教育機関については、米国

から 5 大学、中国から 2 大学、そして大韓民国、シンガポールと日本の大学が占めています。教育機関による PCT 出願について、詳しくはプレスリリースのアネックス 3 をご参照下さい。

技術分野別の PCT 出願件数に関しては、再度コンピュータ技術が 2023 年に公開された PCT 出願件数の最大シェア (全体の 10.2%) を占めました。次にデジタルコミュニケーション (9.4%)、電子機器 (7.9%)、医療技術 (6.7%)、そして医薬品 (4.7%) が続きました。2023 年では上位 10 の技術分野のうち 4 分野のみで増加を記録し、電子機器 (8.8%増) と運輸 (7.7%増) が急成長を見せ、続いて半導体 (5.6%増) とバイオテクノロジー (3.8%増) となりました。公開された出願の技術分野別の詳細は、プレスリリースのアネックス 4 をご参照下さい。

2023 年の出願件数の確定値の公表 (特許協力条約年次報告 2024 年版による) は、今年後半の PCT ニュースレターでお知らせします。

PCT 作業部会

第 17 回 PCT 作業部会が 2024 年 2 月 19 日から 21 日にわたり、ハイブリッド会合としてジュネーブにて開催されました。本作業部会は、以下のトピックスを検討しました。

国際出願と国際出願に関する書類の提出手段

本作業部会は、PCT 規則 89 の 2 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました (文書 PCT/WG/17/15 参照)。改正案は、受理官庁に対し国際出願や中間書類の提出を紙形式ではなく電子形式に限って行うよう求める選択肢、又は出願人が紙形式で書類を提出した後に、当該書類の電子版を提出するよう求める選択肢を認めるものです。受理官庁がこれらの選択肢のいずれかを選択した場合であっても、出願人は国際事務局の受理官庁に対し紙形式で出願することができます。

国際事務局が使用する通信言語

本作業部会は、PCT 規則 92 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました。この改正案は、国際事務局が出願人や国内官庁との通信言語を現行の英語や仏語に限らず、国際公開 10 言語のいずれかの言語に拡張することにより、国際事務局のサービス向上を可能にすることを目的としています (文書 PCT/WG/17/6 参照)。国際事務局は、当サービスは段階的に導入されるものであり、様々な国内官庁にコピーされる通信文書 (特に全ての指定官庁にコピーされる様式) には適用しない旨、そして翻訳ツールの改良版が開発中であり、ePCT から要求に応じた公開言語での IB 様式の閲覧が可能となる予定であることを示しました。

カラー図面

本作業部会は、どのように PCT 規則 11 を改正することにより、図面、写真、その他の画像形式を区別する必要性や、それらの形式が適切である可能性のある異なる状況等の様々な要素を考慮しつつ、カラー図面を含む国際出願の提出と処理を可能とすることができるかを検討するよう国際事務局に求めました (文書 PCT/WG/17/12 参照)。

書面による開示以外の開示の引用

本作業部会は、PCT 規則 33 と 64 の改正案を提出し、2024 年 7 月の総会で承認を得ることに合意しました。この改正案は、国際調査と国際予備審査の両方において、関連先行技術の定義を拡張し、書面による開示以外の開示を含めることとするものです（文書 PCT/WG/17/10 参照）。

規則 26.3 の 3 のさらなる改正 - 第 3 条(4)(i) に基づく欠陥の訂正の求め

本作業部会は、規則 26.3 の 3 の適用において存在する抜け穴を塞ぐことを目的として、その改正案を提出することに合意しました。現行の規則 26.3 の 3 は、要約や図面の文言の言語が国際公開の言語とは異なる言語で出願されている場合で、国際調査の実施にあたって国際調査機関が認める言語で提出されている場合であっても、受理官庁がそれらの国際公開言語への翻訳文の提出を求める命令書を発出することを認めていないためです（文書 PCT/WG/17/7 参照）。

特定の国（特に開発途上国や後発開発途上国）からの特定の出願人に対する手数料減額基準

本作業部会は、2024 年 7 月の総会において、PCT 手数料表の項目 5 に基づく基準を維持するよう勧告し、総会は 5 年後に再度基準を見直すことで合意しました。また、所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針（the Directives for Updating the Lists of States Meeting the Criteria for Reduction of Certain PCT Fees）の修正案を採択するよう総会に勧告することも合意しました（文書 PCT/WG/17/5 Rev 参照）。

その他の議題

本作業部会は、以下についても検討しました。

- 特許審査官研修の調整（文書 PCT/WG/17/11 参照）
- PCT の下での技術支援の調整（文書 PCT/WG/17/19 参照）
- 電子処理を支援する法的措置（文書 PCT/WG/17/9 参照）
- グローバル識別子と PCT（文書 PCT/WG/17/13 参照）
- 個人データ保護と PCT（文書 PCT/WG/17/8 参照）
- 調査戦略に関する調査報告書（文書 PCT/WG/17/14 参照）
- PCT 最小限資料タスクフォースのステータスレポート（文書 PCT/WG/17/16 参照）
- PCT オンラインサービス（文書 PCT/WG/17/20 参照）
- 配列表（文書 PCT/WG/17/3、PCT/WG/17/4、PCT/WG/17/18 参照）
- 五大特許庁（IP5）間の PCT 協働調査及び審査試行プロジェクトの最終報告書（文書 PCT/WG/17/17 参照）
- 第 30 回 PCT 国際機関会合報告書（文書 PCT/WG/17/2 参照）

本作業部会はまた、特許審査ハイウェイ（PPH）と PCT に関する情報共有を目的とした会合も開催しました。当会合で使用された資料は、WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912

要約と文書

議長による要約 (文書 PCT/WG/17/21) は、作業文書とウェブキャストへのリンク (会合の動画と音声
がテキスト化されたトランスクリプトを含む) と併せて WIPO ウェブサイトからご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912

PCT ニュースレター創刊 30 周年

「1994 年 3 月の創刊以来、PCT ニュースレターは PCT ユーザコミュニティにとって欠かすこ
とのできない情報源となりました。過去 30 年以上にわたって、ニュースレターは世界中の PCT
ユーザに毎月、必要不可欠な最新情報、洞察、そして貴重な実務アドバイスの記事を提供してき
ました。さらに最近では、中国語、日本語、韓国語によるニュースレターの翻訳を追加し、より
多くのユーザが有益な情報を入手できるようになりました。

PCT ニュースレターの節目を祝うとともに、皆様に毎月ニュースレターをお届けするために尽
力してくれている WIPO PCT の同僚、そして WIPO の PCT に揺るぎない支持をいただき、協力
して下さっている読者の皆様に感謝の意を表したいと思います。さらに多くの価値ある情報をお
届けする今後には是非ご期待下さい。」

リサ・ヨルゲンソン (Lisa Jorgenson)
WIPO 特許・技術部門 事務局次長 (DDG)

今月、PCT ニュースレターは創刊 30 周年を迎えました。1994 年 3 月以来、335 号が発行されました。
この節目を記念して読者の皆様から寄せられたコメントの一部をご紹介します。

「ニュースレターは JPO において、以下のとおり業務の役に立っています。

- 実務アドバイスに関して: PCT 作業部会や PCT 国際機関会合等の直近の会合で議題とな
ったトピックの関連事項を記載いただくことがあり、官庁として、その議題関連の実務
状況について整理ができるため、助かっている。また、Q&A 形式になっているためわか
りやすく、日常業務で遭遇するであろうケースも具体的に示しており、非常に有用であ
る。
- アーカイブが公開されているため、事例を探す際にも利便性が高い。
- 情報が集約されていて、使いやすい。
- 日本語訳も提供されており、理解のスピードを向上させることができる。
- 今後もニュースレター等を通じて、有益な情報を適時に提供してくださることを期待し
ます。」

(日本国特許庁)

「PCT ニュースレターについては、特に「実務アドバイス」を楽しみにしています。実務アドバイスは、Q&A 形式で解説して下さるので、大変理解しやすいです。また質問内容が具体的に書かれているところも大変興味深いです。」

(匿名 PCT ユーザ)

「PCT ニュースレター創刊 30 周年おめでとうございます。

2014 年頃からの愛読者です。

特に実務アドバイスについては、条約規則だけでは判断しづらい事案についても、アグリーメントやガイド、現状の出願状況等も反映した総合的な観点からのアドバイスがなされており、これまでも大変多くのことを学ばせていただきました。自分にとってニュースレターは、Rule、AI、Guide と同様に必ず参照する貴重な情報源になっております。

当時は、現在のようなアーカイブ検索機能もなかったため、毎月実務アドバイスのタイトルをメモしていたこともありましたが、現在は検索キーで簡単に必要な情報にアクセスできるようになっており、その利便性の向上にも深く感謝しております。

また、PCT 制度やそれを取り巻く背景は日々刻々と変わってきておりますが、いつも最新の背景事情や国際的な場での議論を踏まえたトピックを扱っていただいていることも大変有難く思っております。引き続きニュースレターヘビーユーザの 1 人として毎月拝読させていただくとともに、ニュースレターの更なるご発展を祈念いたします。」

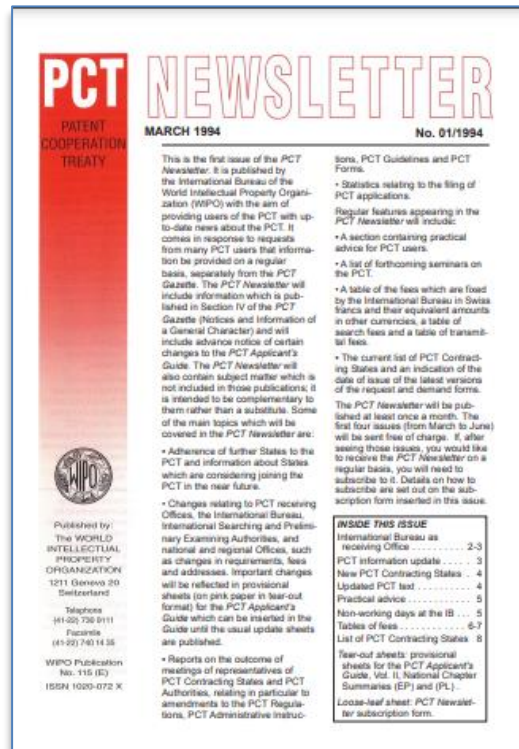
(匿名 PCT ユーザ)

PCT ニュースレター 30 年の回顧と概観

-マシュー・ブライアン (Matthew Bryan) PCT 法務・ユーザ関連部 部長

1990 年代初頭、PCT 制度全体は現在よりもはるかに控えめなものでした。例えば、1994 年当時、PCT 締約国は 67 か国であり、PCT 出願件数は 34,000 件強でした (現在では 157 か国、年間 270,000 件以上の PCT 出願が行われています)。

当時の WIPO の PCT 分野のリーダーたちは、PCT ユーザと連絡を取ったり、PCT に関する動向などの最新情報を PCT ユーザに提供するための効果的なメカニズムがないことに気づきました。発行されていた PCT 関連情報の唯一の情報源は、ユーザに効果的に最新情報を提供するのに十分な頻度で発行されていないか (PCT 出願人の手引は、年に 2 回のみ更新されていました)、PCT の実務的な問題についてユーザに知らせることを目的としていませんでした。



PCT ニュースレター創刊号 (1994 年 3 月)

最初の 3 年間は、ニュースレターは紙版のみで発行され、印刷費と郵送費を賄うために年間購読料が必要でした。初期の数年間のニュースレターは、手引のルーズリーフ版の臨時の差替用紙や追加用紙もニュースレターと併せて郵送することで、ユーザが自身の出願人の手引を更新する方法としても利用されていました。また、紙の PCT 願書様式の最新版の普及にも利用されていました。

紙版を購読するオプションは、2007 年末までさらに 10 年間続きましたが、1997 年 1 月にオンライン版が登場したことで、ニュースレターは購読せずにアクセスできるようになり、より多くのユーザに届くようになりました。また、ニュースレターの内容は、印刷して郵送するのに必要な比較的長いリードタイムに代わって、最終版が確定してから数時間以内に利用可能となりました。その結果、ユーザは PCT のニュースや動向について迅速に最新情報を入手できるようになりました。

今振り返ってみても、PCT ニュースレターは創刊当時、革新的な情報提供の手段であったことは明らかであり、重要なニーズに応えるものでした。電子メールやウェブサイトの一般的な利用が開始される数年前の長い期間、PCT ニュースレターは WIPO の PCT スタッフが PCT ユーザコミュニティと定期的に連絡を取り得る唯一の手段でした。

我々 WIPO の PCT 関係者は、PCT ウェビナー、動画、Zoom、サイトコンテンツ、ePCT プラットフォームのサービス提供と共に、あれから実に長い道のりを歩んできました。ですが、新しい情報リソースや新しいコミュニケーション手段があっても、私たちは毎月 PCT ニュースレターの発行を続けています。PCT ユーザが重要な情報や知識の普及のために PCT ニュースレターを頼りにしてくれていることを、長年にわたって確認してきたためです。

2023/2024 年の PCT ユーザ調査の回答では、PCT ニュースレターの読者の 93%が、一貫性があり、正確な情報を提供するニュースレターに満足している、又は非常に満足していることが示されました。また、最新調査の回答の一部として、以下のようなコメントが多数寄せられました。

「PCT ニュースレターを楽しく読んでいます。有益な情報が提供されており、最新動向も知ることができ、いつも新しいことを学んでいます。実務アドバイスのセクションが好きです。」

「PCT ニュースレターは、PCT の政策や手続に関する優れた情報源です。」

ご承知の通り、PCT ニュースレターの発展と存続は、1990 年代初頭にニュースレター創刊の構想を練った WIPO 元同僚をはじめとする多くの WIPO 関係者の努力の賜物です。疑う余地なく、長年 PCT ニュースレター編集者であった Debra Collier の名前は、永遠にこのニュースレターと結び付けられることでしょう。彼女は 1994 年の創刊号から 2022 年 9 月に WIPO を退職するまで、28 年以上にわたってニュースレターを編集・監督しました。

彼女が退職してから、ニュースレター発行の務めは、同じく有能で献身的な数名の他の同僚が担ってきました。Katyana Norris Levy (2005 年より編集補佐を務める)、そして最近では Nathalie Beard が Corinne Julliard と Geraldine Rodriguez や PCT 法務・ユーザ関連部の他のスタッフ全員からの強いサポートを受け担当しています。また、中国語、日本語、韓国語の翻訳文がニュースレターのサービスに追加されて以来、毎月翻訳してくれている非常に献身的な同僚たちにも感謝しています。

PCT ニュースレターの 30 年を振り返りその創刊から携わってきた中で、この 30 年間、毎月、毎月、PCT ユーザにニュースレターを届けてきた献身的な同僚たちに感謝の意を表したいと思います。また、同僚と WIPO を代表し、PCT ユーザコミュニティの PCT ニュースレターの読者の皆様の長年にわたるご支援に感謝いたします。創刊以来お寄せいただいた多くのご意見、ご質問、ご感想は、このニュースレターの改善に役立ってきました。今後もニュースレターが皆様の PCT 情報のニーズにより一層お応えできるよう、引き続きご意見をお待ちしております。

記事に関するアイデア、ご意見や「実務アドバイス」のご提案を是非お寄せ下さい。以下のアドレス宛にメールをお送り下さい。

pct.legal@wipo.int

PCT アップデート

CN: 中国 (優先権の回復請求に適用される基準)

中国国家知識産権局 (CNIPA) は PCT 規則 49 の 3.2(g) に基づき、2024 年 1 月 20 日から、指定官庁としての役割における優先権の回復請求に関して「故意ではない」基準を適用する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁はまた、回復請求を行う期間は当該官庁に対する国内段階移行の日から 2 か月であり、当該官庁に支払う手数料は、1,000 人民元である旨を IB に通知しました。

(PCT 出願人の手引 国内編 概要 (CN) が更新されました)

LV: ラトビア (官庁の名称、所在地とあて名)

ラトビア特許庁の名称、所在地とあて名が以下の通り変更されました。

官庁の名称:	ラトビア共和国特許庁
所在地とあて名:	Raiņa bulvāris 15 Rīga LV-1050 Latvia

(PCT 出願人の手引 附属書 B1 (LV) が更新されました)

NO: ノルウェー (手数料)

OM: オマーン (電子メールアドレス)

RU: 連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) (国際型調査に関する規定)

調査手数料と国際調査に関するその他の手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構 (VPI))

2024 年 4 月 1 日から、手数料表 I(b) に表示されている通り、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent)、ヴィシエグラード特許機構 (VPI) が実施する国際調査について、ユーロで支払う額とその他の通貨に適用される換算額が変更になります。

また同日から、それらの官庁に支払う追加調査手数料の額も上記の変更に伴い、以下の通り変更になります。

欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、 スペイン特許商標庁、ヴィシエグラード特許機構	1,845 ユーロ
北欧特許機構	13,750 デンマーククローネ
スウェーデン知的財産庁 (PRV).....	20,750 スウェーデンクローナ
トルコ特許商標庁 (Turkpatent).....	61,090 トルコリラ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EP、ES、FI、SE、TR、XN、XV) が更新されました)

補充調査手数料 (欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、北欧特許機構、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent))

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁、フィンランド特許登録庁、北欧特許機構、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う額が変更になります。新料金は 1,751 スイスフランです。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (EP、FI、SE、TR、XN) が更新されました)

欧州特許庁 – 改訂 PCT-EPO ガイドライン

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン) (PCT-EPO Guidelines) が、2024 年 3 月 1 日付で改訂された旨を公表しました。当ガイドラインは、ISA や IPEA としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

最新情報を提供する目的から、当ガイドライン全体が改訂されました。その他の変更点は、Part A の増幅で、様式と文書の署名に関する二つの新しいセクションが収録されました。

詳細は、以下の EPO の公示をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a10.html>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2024 年 3 月版全文が発行され、2023 年 3 月版に優先します。改訂版は英語、仏語、独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/en/legal/guidelines-pct>

最新の修正箇所は、専用 PDF 版の HTML 版で “show modifications” 欄を選択すると、ハイライト表示されます。

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル – アクセス権

以下の出願人向け ePCT ビデオチュートリアルが利用可能になりました。

- Manage Access Rights Following a Rule 92*bis* Change Request

このビデオでは、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更が請求され、ePCT¹における出願へのアクセスが自動的に一時停止された後のアクセス権を管理する方法をステップバイステップで説明しています。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html

新たなウェビナー動画

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナーの動画

- Introduction to the PCT System and the Latest Updates (2024 年 2 月 27 日配信)
- “Exploring the PCT” ウェビナーシリーズ: Entry into the National Phase (2023 年 11 月 16 日配信)

¹ ePCT バージョン 4.13 のリリース (4 月初旬予定) から適用

とウェビナーで使用された資料は、次のリンクのアーカイブ欄から利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

日本語のウェビナー

下記の日本語のウェビナーの動画

- 新制度「(特定技術分野の) 特許出願の非公開制度」と PCT 出願 (2024 年 3 月 13 日配信)

とウェビナーで使用された資料は、次のリンクのアーカイブ欄から利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

国際出願は取り下げられたものとみなされた場合の帰結と国内段階での救済手続の可能性

Q: 「手数料の納付の補正命令書」(様式 PCT/RO/133) を受領しましたが、新規 PCT 出願の手数料を期間内に支払うことができませんでした。そのため受理官庁から、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の通知書(様式 PCT/RO/117) が発行されてしまいました。PCT は出願を回復する可能性について規定していますか?

A: PCT では、PCT 規則 16 の 2.1(e) の法的救済措置(最初の手数料の支払期間満了後であっても、出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言が発出される前に受理官庁が手数料の後払手数料を受領した場合は、期間の満了前に受領したものとみなす) 以外には、受理官庁により国際出願が取り下げられたものとみなす宣言がなされた後に、国際段階で出願を回復するための一般的な手続は規定していません。受理官庁が宣言をした場合、その出願は法的効力を失い(PCT 第 11 条(3) 参照)、各指定国において当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもってその法的効力を失います(PCT 第 24 条(1) 参照)。

この問題に対処するには、まず手数料の支払期間を徒過してしまったことに対する救済措置があり、依然として手数料を支払う機会が与えられるのかどうかを調べることをお勧めします。支払いの機会が与えられるのであれば、出願は回復できる可能性があります。期間を徒過した場合に救済される条件についての詳細は、PCT ニュースレター 2020 年 3 月号の実務アドバイス(予期せぬ事態により PCT に基づく期間を徒過した場合に適用される可能性のある救済措置) をご参照下さい。

また、受理官庁である国内官庁が、出願人の個別の状況を考慮して、出願が取り下げられたものとみなす決定の再検討を行う国内手続を有しているのかを確認することもお勧めします。

上述の選択肢が肯定的な結果をもたらさない場合には、権利回復は、依然として国内段階へ移行し、特許保護の取得を希望する各指定官庁に対して直接試みるしかありません。

PCT 条約第 25 条と規則 51 は、受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなした場合などの特定の状況において、出願人は関係する国内官庁に対し不利な決定に関する再検討を求めることが可能な旨を規定しています。この請求期間は、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の通知書(様式 PCT/RO/117) の日付から 2 か月であり、出願人は国際事務局に対し、出願人が指定した官庁に出願の一件書類に含まれる関連書類の写しを送付するよう請求することができます。同期間内に出願人は、関

係する各官庁において国内段階へ移行するための要件である、国内手数料の支払と必要な翻訳文の提出を満たす必要があります。

各官庁は、関係する限りにおいて再検討を行います。国内官庁が、国際出願が取り下げられたものとみなす決定が受理官庁側のエラーか見落としによるものであると認めた場合には、国際出願は取り下げられたとみなされなかったものとして取り扱われます。国内官庁が、PCT に基づき受理官庁の決定は正当であると認めた場合であっても、自国の国内法令を適用することがより有利な結果をもたらす場合には、国内官庁は国際出願の効果を維持することができます (PCT 第 24 条(2) と第 27 条(4) 参照)。

PCT の期間を徒過した場合、徒過の救済を求めることが可能なさらなる規定があります。PCT 第 48 条(2) と規則 82 の 2 は、締約国は、期間が遵守されていないことが国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする旨を規定しています。従って、出願人が引き続き特許保護の取得を希望する国内官庁が、国内や広域の法令に徒過を許容する規定を適用しているかどうかを確認する必要があります。もし規定がある場合には、国内官庁は、当該国内官庁に直接なされた特許出願に適用するのと同じ方法と同じ条件で PCT 出願に当該規定を適用しなければなりません。そのような規定の例としては、権利の回復 (reinstatement of rights)、回復 (restoration)、権利の回復 (restitutio in integrum)、放棄された出願の回復 (revival of abandoned applications)、手続続行 (continuation of proceedings) や「追加手続」 (“further processing”) (例えば、欧州特許条約の第 121 条) を認めるものです。これらの救済措置は PCT 出願人にも適用されなければならないものです。PCT 第 48 条(2)(b) はさらに、PCT は、国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、いずれの締約国も遅滞を許すことを妨げない旨を明確に規定しています。

各指定官庁が適用する具体的な手続については、PCT 出願人の手引 国内編に救済手続に関する情報が掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

詳細は、関係する国内官庁に直接お問い合わせ下さい。

PCT 第 25 条や第 48 条に関する国内や広域の判例については、WIPO PCT 判例データベース (<https://www.wipo.int/pctcaselawdb/en/list.jsp>) をご参照下さい。また、PCT 規定の適用を解釈したり実証するもので、当データベースへの収録が有益であると判断されるものにつきましては、ご遠慮なく国際事務局 (pct.legal@wipo.int) までお知らせ下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年4月号 | No. 04/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

世界知的財産の日 2024年4月26日 – リマインダ

PCT ニュースレター 2024年1月号でお知らせした通り、「[世界知的財産の日](#)」 ([World IP Day](#)) が2024年4月26日に開催されます。今年のテーマは「知財とSDGs—イノベーションと創造力で築く地球の未来」として掲げ、知的財産 (IP) がいかにしてより良い地球の構築と[国連の持続可能な開発目標](#) (SDGs) を達成すべく支援しているのかを探索します。



「世界知的財産の日」記念イベントを広報するため、開催予定の記念イベントの詳細を [World IP Day events](#) ページにてご登録下さい。

<https://www.wipo.int/ip-outreach/en/ipday/2024/events-calendar.html>

また、「世界知的財産の日」特設チェンジメーカーギャラリーには是非ご自身の紹介内容をご記入いただくか、同僚の方やご友人を推薦して下さい。

<https://www.wipo.int/en/web/ipday/wipd-2024-gallery>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

「ピープルズ・チョイス賞」の受賞作品を決めるオンライン公開投票にも是非ご参加下さい。

<https://wipo-wipd-2024-video-competition.wipo.int/entry/vote/Eoeekmdd>

SDGs 関連の PCT 出願の推移のグラフは、以下のリンクに掲載されています。

<https://public.flourish.studio/visualisation/17033752/>

PCT と SDGs に関する詳細 (公開された PCT 出願のうち、特定の SDGs に関連する代表的な出願例を幾つか紹介) は、以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/pct-sdg.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)



WIPO の新報告書「イノベーション・マッピング: 特許と SDGs」

「世界知的財産の日 2024」のテーマに合わせて、WIPO の新報告書「イノベーション・マッピング: 特許と SDGs」は、持続可能な開発目標 (SDGs) に照らしてマッピングされた特許の広範な分析を提供し、SDGs の達成に向けた特許の役割を強調しています。この網羅的なガイドは、イノベーションと持続可能性が絡み合う世界において進むべき道を照らす役割を果たしています。本報告書は以下からご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/patent-analytics/mapping-innovations-patents-sustainable-development-goals>

公開スケジュールの変更

2024 年 5 月 9 日の公開

2024 年 5 月 9 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 5 月 10 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 4 月 23 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

WIPO 標準 ST.26 の更新版

PCT 実施細則 附属書 C 第 5 項に従い、また、第 11 回 WIPO 標準委員会による WIPO 標準 ST.26 のバージョン 1.7 の採択を受けて (文書 CWS/11/3、文書 CWS/11/27 のパラグラフ 49 と 50 参照)、WIPO 事務局長は、2024 年 7 月 1 日以降の国際出願について新バージョンを適用することを決定しました。2024 年 7 月 1 日より前になされる出願に関して出願後に提出される配列表については、バージョン 1.6 か 1.7 のいずれかを使用することができます。

実際にはバージョン 1.6 と 1.7 の相違点は編集に関するものであり、WIPO Sequence はバージョン 1.6 と 1.7 の両方に準拠していることから、出願人は引き続き WIPO Sequence を使用して配列表をご作成いただけます。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/03-26-01.pdf>

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO 手数料移転サービスに “participating Office” (参加庁) として参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料は、ある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます (詳細は https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911 から文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい)。

国際事務局 (IB) は、参加庁となる旨や参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2024 年 4 月 11 日付の公示 (PCT 公報) (77 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/docs/official_notices/officialnotices.pdf

国際出願の電子出願及び処理

米国: EFS-Web の廃止

受理官庁としての米国特許商標庁は、2023 年 11 月 16 日以後、EFS-Web を利用した電子形式による国際出願の提出を受理していない旨を国際事務局に通知しました。出願人の方々は、国際出願の提出や管理には引き続き Patent Center をご利用下さい。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョンが 2024 年 4 月 15 日から利用開始されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向け ePCT の新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1710>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq>

主な新機能の概要は、以下の通りです。

出願人向け ePCT 最新機能

- PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を要請した後のアクセス権の管理は今後、出願人自身が行うことになりました。詳細は、今月号の実務アドバイスと新しい ePCT ビデオチュートリアル “Manage Access Rights following a Rule 92bis change request” を

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/suspended-access-rights-2024-02-26-720p.mp4> からご利用下さい。

- 署名要件: 共通の代表者、みなし共通の代表者（願書に最初に記載されている出願人で、国籍や居所に従い受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人）や選任された代理人（第 I 章）のみが、出願後の多くの ePCT オンラインアクションの署名者として選択可能です。

署名セクションにおいて、「署名者」ドロップダウンリストには、出願人、代理人（第 I 章）や共通の代表者が引き続き表示されますが、署名権限のみが選択可能となります。署名権限のない者も表示されますが、氏名と肩書の横に “[not authorized to sign]” 「署名権限なし」と表示され選択はできません。

- 出願人（法人）又は代理人（法人）に代わって署名する権限を確認する新しいチェックボックスにチェックする必要があります。この新機能は、出願後に IB に提出される ePCT オンラインアクションの多くに関連するものです。

選択された署名者が出願人（法人）又は代理人（法人）である場合の署名者の “capacity” 「肩書」欄が、前述した出願人（法人）又は代理人（法人）に代わって署名する権限を確認する必須チェックボックスに置き換えられました。RO/IB に対する ePCT 出願については、出願人（法人）が署名する権限を確認するチェックボックスはすでに存在していましたが、この機能が代理人（法人）についても追加されました。

- RO/US に対して出願する場合には、代理人は自然人でなければなりません。選択された受理官庁が RO/US である場合、追加される代理人は自然人でなければならず、法人オプションは選択できないようになりました。
- ビジネス・コンティニュイティ・サービス (BCS) を利用した出願では、出願前に受理官庁を RO/IB に変更して下さい。BCS で出願を作成する際、別の受理官庁が選択されていた場合であっても、選択受理官庁を RO/IB に変更することが可能になりました。
- “View document as it will be rendered at the IB” 「IB による処理後の書類の出力状態を確認」機能の名称が、意図を明確にするため “Preview rendering of document after submission” 「出力状態のプレビュー」へ変更されました。ボタンやリンクの機能に変更はありません。

官庁向け ePCT 最新機能

新バージョンの ePCT では、以下の機能が改良されました。

- RO:
 - IA (国際出願) の書類セクションから、様式 PCT/RO/123 と PCT/RO/136 に書類を添付できるようになりました
 - 様式 PCT/RO/158 と PCT/RO/159 を生成するための新しい ePCT アクションを追加
- ISA:
 - 様式 PCT/ISA/237 への引用文献データのインポート
 - 様式 PCT/ISA/212 の下書き保存

- 新しいタスク “Start international search” 「国際調査を開始」を追加
- 様式 PCT/ISA/237 への E と P カテゴリー特許文献の自動追加
- 様式 PCT/ISA/237 の V 欄に “NONE” 「該当なし」チェックボックスを追加
- 様式 PCT/ISA/210 の IPC (訳者注: International Patent Classification (国際特許分類)) の書式を様式 PCT/ISA/237 の書式に合致

– ISA/IPEA:

- クレームのテキストを様式 PCT/ISA/237、PCT/IPEA/408、PCT/IPEA/409 にインポートする新機能を追加
- 簡易なフリーテキストフィールドを埋め込み型テキストエディタにアップグレード
- 単一性に関する新条項の追加

上述した改良に関する詳細は、官庁向け ePCT ユーザガイドと FAQs ページの What's New? セクションをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

これまで通り、官庁の皆様からのご意見、ご要望は、PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) までお寄せ下さい。

現行の ePCT システムに関するご質問は、“Contact Us” リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスク宛にお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=769>

例外的な閉庁日

シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁は、当該官庁の電子出願システムのアップグレードのため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しない(閉庁する) 予定日を延長する旨を国際事務局に通知しました。追加日は、2024 年 5 月 2 日(木) から 13 日(月) までとなります(2024 年 5 月 1 日はすでに閉庁日として予定されていました)。

上記を受けて、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日(閉庁した日)に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する後続の最初の就業日、この場合には 2024 年 5 月 14 日(火) に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

詳細は、IPOS ウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

<https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular--excluded-days-from-1-may->

2024-to-13-may-2024-for-business-under-ip-acts-and-rules/

ePCT システムに発生した不通

PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、国際事務局 (IB) は下記の期間に ePCT システムに不通が発生したことを PCT ユーザの皆様にお知らせいたします。

2024 年 3 月 28 日午後 2 時 50 分から 4 時 40 分まで (中央ヨーロッパ時間)

この不通により PCT 規則に定められた期間を遵守できなかった出願人の方々は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2023 年 11 月 16 日付の公示 (PCT 公報) (217 ページ以下参照) に掲載された IB の通知において公表された適用状況に従っていることが条件となります。

PCT アップデート

FI: フィンランド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

IN: インド (手数料減額)

調査手数料 (エジプト特許庁、イスラエル特許庁)

2024 年 5 月 1 日から、イスラエル特許庁が実施する国際調査について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。新料金は 964 スイスフランです。

また 2024 年 6 月 1 日から、エジプト特許庁が実施する国際調査について、スイスフラン、ユーロ、米国ドルで支払う換算額が変更になります。新料金は、76 スイスフラン、78 ユーロ、84 米国ドルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (EG、IL) が更新されました)

偽の手数料支払請求に関する注意喚起

新たな偽の手数料請求書

PCT 出願人や代理人の方々が、WIPO 国際事務局 (IB) 以外の者から PCT 国際出願の手続とは関係のない手数料の支払いを求める通知を受領する事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けてきました。この度 “EPTP – European Patent & Trademark Protection” からの新たな偽の請求書が確認されました。本請求書や PCT ユーザの方々により WIPO が通報を受けた他の多くの請求書例の確認や、このような請求書に関する注意喚起情報は、以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 出願人や代理人の方々は、全ての PCT 出願は、IB によってのみ優先日から 18 か月後速やかに公開され (PCT 第 21 条(2)(a))、国際公開に際して別途の手数料は必要ない点にご注意下さい。また、国際公開による法的な効果は PCT 第 29 条に規定されている通りです。

PCT 出願人や代理人の方々でまだお済みでない場合には、組織内の手数料支払い担当者や、このような請求書を受領する可能性のある発明者の方々にも注意を促して下さい。なお、このような疑わしい請求書を受領した場合には、IB にご連絡下さい。

電話番号: (+41-22) 338 83 38

FAX: (+41-22) 338 83 39

電子メール: pct.legal@wipo.int

また WIPO は、PCT 出願人、代理人や発明者 (PCT ユーザ) の方々に、政府機関又は消費者保護協会にご相談いただくよう推奨しています。苦情申立ての例文や「苦情受け付け政府機関又は消費者保護協会」の一覧は、上記ウェブページからご利用いただけます。

PCT 出願人の手引の新しい掲載事項

PCT 回章 C. PCT 1659 を通じた官庁との協議を受け (<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/circulars/2023/1659.pdf>)、国際事務局は、PCT 出願人の手引の全般的な有用性や網羅性を高めることを目的として、今回章で言及されている新たな質問を同手引に掲載することをお知らせします。

国際事務局は、締約国である官庁からこれらの質問に対する回答を収集中であり、回答が得られ次第、同手引に掲載予定です。多くの官庁によりすでに提供された回答は、随時掲載されています。

特定国や官庁の詳細は、同 PCT 出願人の手引をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しいウェビナー動画

ロシア語のウェビナー

下記のロシア語のウェビナー動画

- PCT System: Filing an International Application via ePCT – Live Demonstration (2024 年 3 月 14 日配信)

とウェビナーで使用された資料は、アーカイブから利用可能です。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

代理人変更後の ePCT におけるアクセス権の管理

Q: ある国際出願の代理を引き継ぐため、ePCT 経由で出願人からの委任状と共に PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請を提出予定です。ePCT でのアクセス権の管理手続が変更されたと聞きました。新しい代理人として、ePCT における出願へのアクセス権を取得するにはどうすればよいのでしょうか？

A: 理想的には、ePCT にて国際出願のアクセス権を持つ出願人や代理人に関する変更を行う場合には、「eOwner」の権限を持つ者が、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請を提出する前にアクセス権を変更することが推奨されます。こうすることで、代理人が変更される場合には、ePCT の eOwner のアクセス権を持った辞任する（又は解任された）代理人が、ePCT にて新しい代理人にアクセス権を付与することが可能となります。ただし、新しい代理人が高度な認証方法を用いた WIPO アカウントを保持しており、元の代理人とコネクションが成立していることが条件となります。これにより、ePCT システム経由で新規のオンラインアクセス権を申請する手間が省け、「アクション」として直接、代理人変更の要請を提出することができます。

手続の詳細については、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=527>

しかしながら、上述した状況ではなく、元の代理人が ePCT における出願へのアクセス権を新しい代理人に与えておらず、且つ出願がまだ公開されていない場合には、ePCT の通常のアップロード機能を使い、PCT 規則 92 の 2 に基づく代理人の変更を要請する書簡を提出する必要があります。その際、新しい代理人の電子メールアドレスと（該当する場合には）新しい書類記号、そして新しい代理人を選任するために、願書の最初に記載された出願人か共通の代表者が署名した委任状を必ず添付して下さい（詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820> から“Upload Documents”「ドキュメントアップロード」をご参照下さい）。なお、出願がすでに公開されている場合には、ePCT “Action” 「アクション」を利用して記録の代理人を変更することができます（手順は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=854> に掲載されています）。

PCT 規則 92 の 2 の変更の要請が、アップロード機能又は代理人を変更するための「規則 92 の 2 に基づく変更届」アクションのいずれかを利用して国際事務局 (IB) に提出されると同時に、当該出願に対する ePCT オンラインアクセスは自動的に停止されます。以前は、PCT 規則 92 の 2 の変更後のユーザーアクセス権は IB により管理されていましたが、現在は IB の介入なしに出願人がアクセス権を削除したり回復させることができるようになりました。

IB が変更要請の処理を終えると、“Confirm ePCT access rights”「ePCT アクセス権の確認」と題した新規のメール通知が新しい代理人に送信されます（変更の要請に電子メールアドレスを記載した場合）。この通知には、eOwner、eEditor や eViewer の既存のアクセス権全ての一覧が表示され、外部ページへのリンクも提供されており、新しい代理人はそのページからこれらのアクセス権を確認し、必要な削除を行わなければなりません。

外部ページ “Confirm ePCT access rights” 「ePCT アクセス権の確認」では、現在アクセス権を持つ者の氏名が表示され、“Access rights” 「アクセス権」へ進むと 2 つのオプションが提示されます。

- “Remove all access rights” 「アクセス権をすべて削除する」オプションでは、ePCT における現在のアクセス権全てを削除し、ePCT 経由で当該出願に対する（この実務アドバイスでは、新しい代理人による）新規アクセス権の申請が可能となります。
- “Keep current access rights” 「現在のアクセス権を維持する」オプションでは、一覧に表示された者のアクセス権を再び有効にします。

“I confirm the decision regarding access rights” 「アクセス権に関して上記の決定を確定します」をクリックすると同時に ePCT のアクセス権は更新され、当該出願に対する ePCT のアクセス権は回復されます。より詳細な情報については、ビデオチュートリアル “Manage access rights following a Rule 92bis change request” をご参照下さい。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/suspended-access-rights-2024-02-26-720p.mp4>

セキュリティ上の理由から、ePCT のアクセス権を確定するためのリンクは 7 日後に失効します。期限内にアクセス権の確定がなされなかった場合には、“Resend new link”（「新しいリンクを再送信する」）をクリックすることで、期限の満了したメール通知から新しいリンクを請求することができます。当該国際出願に対する ePCT のアクセスは、新しい代理人が ePCT にて既存のアクセス権を確定する又は拒否するまで、停止されたままとなります（詳細は <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=525> をご参照下さい）。

新しい代理人として様式 PCT/IB/306（記録の変更通知書）を受領し、関係する出願の既存のアクセス権を削除した場合には、アクセス権の申請を提出することができます。詳しい手順は以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1637>

ビデオチュートリアル “Request Access Rights after Filing” もご利用下さい。

<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/request-access-rights-after-filing-2023-01-23-720p.mp4>

IB により記録された新しい代理人のメールアドレスが、アクセス権を申請する際に使用される WIPO アカウントに関連付けられたメールアドレスと一致する場合には、アクセス権の申請はシステムにより自動的に承認されます。

出願がまだ公開されていない場合には、出願へのアクセス権を申請するプロセスの一環として、PCT 様式 IB/301 に記載されたコードが必要となります。この様式が利用できない場合には、以下のリンクから “I'm the new agent and I don't have access to the IB/301 code to request access rights before publication” をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=938>

なお、アクセス権の管理を容易にするため、必ず各出願につき常に 2 人の eOwners を持つことが重要です。

ePCT におけるアクセス権に関する詳細は、以下に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=694>

以下の ePCT ビデオチュートリアルもご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/access_rights.html

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の提出に関する詳細は、PCT ニュースレター 2012 年 2 月号と 3 月号の「実務アドバイス」と PCT 出願人の手引 国際段階 11.018 項から 11.022 項をご参照下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年5月号 | No. 05/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際出願公開における XML レンダリングを視覚化する試行が拡張

PCT ニュースレター 2023 年 10 月号ですでお知らせした通り、国際事務局は、国際出願公開における XML レンダリングを視覚化する試行を開始しました。当試行は、国際出願に加えられた修正をより適切に表示し、且つ XML データをより効果的に活用することを目的としています。この視覚化では、修正が加えられた用紙の下部の余白に押印する代わりに、右側の余白に黒線が引かれ、関連する規則と日付が注記されます。このような修正を伴うレンダリングは、XML 形式で提出された元の出願と比較するとページ割りに違いが生じる場合がありますが、提出された XML から生成された元のページと、PDF 文書として提供された差替え用紙を組み合わせた場合のレイアウトの一貫性を高めるものです。

当試行は 2023 年 10 月以降、中国受理官庁 (RO/CN) に提出された XML 形式による国際出願や XML 形式に変換された国際出願に運用されています。当試行から得られた経験と関係官庁との更なる協議の結果、国際事務局は 2024 年 6 月から、受理官庁である日本 (RO/JP) と国際事務局 (RO/IB) に対し XML 形式で提出される国際出願に当試行を拡張することを決定しました。

当試行に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1656 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/circulars/2023/1656.pdf>

ブラジルの洪水被害により影響を受けた出願人に対する法的救済措置の可能性

ブラジル国立産業財産機関 (INPI) (ブラジル) は、ブラジルのリオグランデ・ド・スル州における大洪水を受け、PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、リオグランデ・ド・スル州に居住する、営業所を有する、又は滞在する関係者が、2024 年 4 月 24 日から 10 月 28 日までの期間中に当該機関に対して行う手続において PCT 規則に定める期間を遵守できない場合には、当該機関は、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく遅滞についての許容のための証拠を提出する必要性を放棄する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

追加情報については 2024 年 5 月 21 日付け INPI 公報に掲載された Ordinance No.23 をご参照下さい。

<https://revistas.inpi.gov.br/rpi/>

更に PCT 規則 82 の 4.1(d) に従い、IB (受理官庁としての資格を含む) についても、手続の遅滞がリオグランデ・ド・リオ州の洪水被害によるものである旨が記載されている場合には、PCT 規則 82 の 4.1(a) に基づく期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求するための証拠を提出する必要性を放棄するものとします。

洪水被害により影響を受けた PCT 出願人で、優先期間内に PCT 出願を行うことができなかったものの、12 か月の期間満了から 2 か月以内に PCT 出願を行うことができた PCT 出願人は、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、優先権回復の規定を適用する官庁に対して優先権の回復を請求することができます。INPI は当規則に関し不適合の通知を維持しているため、ブラジルにおいて影響を受けた出願人は、受理官庁である国際事務局に対し PCT 出願を行う選択が可能です。

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁や機関において認められている電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、以下の期間において (当該官庁が認める電子的な通信手段の一つである) Online Filing version 5.15 に不通が発生したことを国際事務局 (IB) に通知しました。

2024 年 3 月 27 日午後 7 時 20 分 (中央ヨーロッパ時間) から 3 月 28 日午前 10 時 4 分 (中央ヨーロッパ時間)

上記期間中のサービス不通により PCT 規則が定める期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。但し、2020 年 11 月 26 日付け公示 (PCT 公報) 253 ページに掲載された適用状況に従っていることが条件となります。こちらをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/official-notice/officialnotices20.pdf#page=253>

当不通に関する情報は EPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.epo.org/en/service-support/availability-online-services/technical-fault-online-filing-services-reference-no>

WIPO ウェブサイトに掲載された情報はこちらをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html>
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁について、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日（閉庁した日）に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

インド特許庁 (チェンナイ)

インド特許庁 (チェンナイ) は、2023 年 12 月 4 日は悪天候のため、通常業務を行わずに閉庁した旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁により IB に提供された閉庁日に関する追加情報は、こちらをご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

シンガポール知的財産庁

シンガポール知的財産庁は、当該官庁の電子出願システムアップグレードのため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった（閉庁した）日を 2024 年 5 月 1 日（水）から 5 月 13 日（月）までの期間に 3 日間追加した旨を国際事務局に通知しました。追加日は、2024 年 5 月 14 日（火）から 5 月 16 日（木）となりました。

詳細は、IPOS ウェブサイトに掲載された情報をご参照下さい。

<https://www.ipos.gov.sg/news/updates/ViewDetails/circular--excluded-days-from-1-may-2024-to-16-may-2024>

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)

2024 年 7 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/guide/en/> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されました(訳者注: これらの変更は日本語版にはまだ反映されておりません)。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

EP: 欧州特許機構 (FAX 機の使用停止)

欧州特許庁 (EPO) は 2024 年 7 月 1 日から、ファクシミリの使用を停止し、今後 FAX による書類の提出は受け付けない旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (EP) が更新されました)

ES: スペイン (所在地とあて名)

IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 7 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局 (IB) に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が、以下の通り変更になります。

送付手数料: 110 米国ドル

優先権書類の手数料: 55 米国ドル

航空便の追加手数料: 11 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

PT: ポルトガル (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する情報)

US: 米国 (所在地とあて名、手数料、管轄国際調査及び予備審査機関)

米国特許商標庁 (USPTO) カスタマーサービス窓口の所在地が以下へ変更になりました。

所在地: Customer Service Window
Knox Building, Room 1D80
501 Dulany Street
Alexandria
VA 22314
United States of America

当該官庁は 2024 年 3 月 6 日から、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁、韓国知的財産庁、シンガポール知的財産庁と USPTO に加えて、フィリピン知的財産庁を米国の国民及び居住者が受理官庁としての USPTO (又は IB) に対して行う英語での国際出願のための管轄国際調査機関及び予備審査機関として指定しました。

この指定は 2032 年 3 月 5 日までの 8 年間適用されます。この 8 年間の期間中フィリピン知的財産庁は、各四半期において USPTO からの国際出願の受理件数が 75 件を超えないことを条件に国際調査機関としての役割を担います。また、上記の条件が満たされ、当該官庁が国際調査を実施したことを条件に国際予備審査機関としての役割も担います。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (US)、C (US) が更新されました)

調査手数料（一部の官庁）

2024 年 7 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁	スイスフラン
連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦)	スイスフラン
インド特許庁	スイスフラン
フィリピン知的財産庁.....	スイスフラン
国立産業財産機関 (チリ)	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO)	スイスフラン

上述した料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EA、IN、PH、RU、US) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2024 年 7 月 1 日から、Rospatent が実施する補充国際調査について、スイスフランで支払う料金が変更になります。新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

世界知的財産報告書 2024

WIPO 世界知的財産報告書 2024 年版は “Making Innovation Policy Work for Development” をテーマにヒューマンイノベーション、経済の多様化と産業政策の接点を探っています。また、各国の持続可能な成長の鍵となるのは、地域に根差した将来性のあるイノベーション開発に焦点を当てた政策であると報告しています。本報告書は多くの発展途上国や後発開発途上国を含め、広く成長する経済構造基盤とその達成に必要なイノベーション、創造性や技術力の確保を目的とした産業政策が近年改めて実施されていることを実証しています。本報告書や詳細はこちらをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/web/world-ip-report>

PCT 関連資料の最新/更新情報

中国語の刊行物

2022 年 7 月 1 日付で更新された以下の刊行物の全文が、中国語版 PCT 関連資料ページにてご利用いただけるようになりました。

- PCT 実施細則

(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ai.pdf>)

- PCT 受理官庁ガイドライン
(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ro.pdf>)
- 国際調査及び予備審査ガイドライン
(<https://www.wipo.int/pct/zh/docs/texts/ispe.pdf>)

新しいウェビナー動画

英語のウェビナー

以下の英語のウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- Everything you need to know about ePCT webinar series: What's New for Applicants in ePCT (2024 年 4 月 16 日と 18 日)
- Overview of ePCT for ISAs (2024 年 4 月 30 日)

また、ウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

実務アドバイス

第三者情報提供制度とその効果

Q: 当方には国際調査結果が肯定的な PCT 出願があり、その PCT 出願が公開されましたが、国際事務局から氏名が未記載の第三者によって提供された情報を受け取りました。これは何を意味するのでしょうか？その提供された情報に対してコメントすることはできますか？

A: 第三者情報提供とは、他の出願人、競合他社や一般人を含む関係者が、公開された PCT 出願に関して請求項に記載された発明が新規性を欠く（新規性なし）又は自明である（進歩性なし）と考える場合に提供する見解や意見です。

第三者は、国際出願が公開された後、優先日から 28 か月までの間に ePCT システムを通して国際事務局 (IB) に対し情報提供する機会があります。各情報提供者は、特定の国際出願につき 1 回のみ情報提供を行うことができます。各国際出願あたりの情報提供は 10 件までとされています。

提供される情報には、対象出願の国際出願日より前に公開された先行技術文献、又は優先日が対象出願の国際出願日より前の特許文献を、少なくとも 1 件の引用、最大 10 件まで、を含める必要があります。引用には、対象出願の請求項に記載された発明の新規性や進歩性に対して、各文献がどのように関連性を有するかについての簡潔な説明が必要とされます。提供情報には、引用する各先行技術文献の写しを添付することが推奨されます。情報提供者は匿名で情報提供を行うことを選択できます。

第三者情報提供制度は、ePCT から高度な認証なしで直接利用するか、PATENTSCOPE にて公開された国際出願を確認する際に利用することができます (<https://www.wipo.int/patentscope/en/> からアクセス可能)。その法的根拠は PCT 実施細則第 8 部に記載されています。提供情報の書式、言語等に関する当制度に関連する詳細は、第三者情報提供ユーザガイドをご利用下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/docs/epct_observations.pdf

IB は提供された各情報を点検しますが、新規性や進歩性の問題に係るものであることを確認するだけで、実質的な提供情報の妥当性は審査しません。提供情報が、発明の所有権、産業上の利用可能性、開示の充分性などの問題に関するものであれば、IB はそれを却下し、その旨を第三者に通知することができます。提供情報が受領されると、PATENTSCOPE 上の国際調査報告と同じ欄内で一般に閲覧可能となります。一般に公開されるのは提供情報のみとなります。著作権上の理由から、提供情報と共にアップロードされた先行技術文献は、出願人、国際調査機関、予備審査機関（該当する場合）と指定、選択官庁のみ閲覧可能となります。

IB は提供された情報について出願人に速やかに通知し、出願人と指定官庁の双方にアップロードされた先行技術文献の写しを送付します。IB はまた、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) の参考のために提供情報と引用文献の写しを送付しますが、当該出願が関係機関に対し係属中である場合に限りです。

この実務アドバイスのケースでは、国際調査はすでに完了しています。従って ISA は第三者情報提供についての通知は受けず、調査結果が見直されることはありません。出願人が第 II 章に基づく国際予備審査請求を行う場合には、IB は IPEA に提供情報の写しを閲覧可能とし、IPEA は国際予備審査報告の作成を開始していない限り、その提供情報を考慮します。

出願人は優先日から 30 か月を経過するまでの国際段階の間、提供情報に対してコメントするオプションがあります。コメントは IB に提出する必要があるため、ePCT 経由で高度な認証を用いてサインインする場合には、望ましくは書類タイプ “Applicant Comments on Third Party Observation” 「第三者情報に対する出願人のコメント」を選択し PDF 文書をアップロードして下さい。コメントは、英語、仏語又は国際出願の公開言語で提出する必要があります。提出されたコメントは PATENTSCOPE 上で一般に閲覧可能となります。第三者は優先日から 28 か月まで情報を提供可能なことから、30 か月の応答期間は、出願人が国内段階へ移行する前に提供情報に対応する時間を確保し、当期間内に出願人による応答を一般に閲覧可能とするものです。この期間を徒過した場合でも、以下に説明するように、出願人は国内段階において更なる反論を提出する機会があるかもしれません。

第 II 章に基づく国際予備審査請求を提出しない場合でも、出願人は提供情報に対してコメントすることができます。いずれにせよ IB は、優先日から 30 か月の経過後速やかに指定官庁に対し提供情報と先行技術文献を閲覧可能とします。米国の国内段階へ移行する出願人は、情報開示陳述書 (Information Disclosure Statement) において自身が周知している関連文献を記載することが義務付けられています。国内段階処理の際にその書類を考慮するか否かを決定するのは指定官庁次第です。出願人は、加えて、類似の第三者情報提供制度を含め適用される国内法令や手続に基づき、国内段階において更なる反論を提出可能な場合があります。

第三者情報提供制度に関する詳細は、PCT FAQ (よくある質問) をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/faqs/third_party_observations.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

併せて PCT ニュースレター 2012 年 7-8 月号の「実務アドバイス」もご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/pa_082012.html (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2012/newslett_12.pdf#page=56 (日本語)

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年6月号 | No. 06/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

知的財産、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する WIPO 新条約: PCT への影響

WIPO 新条約

ご存知のように WIPO 加盟国は 2024 年 5 月 24 日、知的財産 (IP)、遺伝資源および関連する伝統的知識に関する新条約を承認しました。この条約は、知的財産、遺伝資源や伝統的知識の間の接点を扱う初めての WIPO 条約であり、先住民や地域コミュニティを対象とした規定を含む最初の WIPO 条約でもあります。

この新条約が発効すれば (15 の締約国が条約に加盟又は条約を批准した後)、遺伝資源や関連する伝統的知識に基づく発明を有する特許出願人に対して新たな開示要件が国際法に定められることとなります。この条約により、特許出願における請求の範囲に記載された発明が遺伝資源に基づく場合、各締約国は出願人に対して遺伝資源の原産国又は出所を開示することを要求するものとしています。また、特許出願における請求の範囲に記載された発明が遺伝資源に関連する伝統的知識に基づく場合、各締約国は出願人に対して、その伝統的知識を提供した先住民又は地域コミュニティを開示することを要求するものとしています。

PCT への影響

新条約の脚注 4 (第 7 条) に記載されている合意声明では、次のように述べています。

「締約国は、PCT 締約国を指定する PCT に基づく国際出願を行う出願人が、PCT 締約国全てに対して効力を有する国際出願の出願時に、又はその後締約国のいずれかの国内官庁に対する国内段階への移行時に、その適用される国内法令下で遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の開示を要求している

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

場合、それらの開示要件に関連する方式要件に準拠する機会を提供することを目的として、PCT 規則及び/又は実施細則の改正の必要性を検討することを PCT 同盟総会に対し要請するものとする。」

国際事務局は新条約に関する進展をモニタリングし、適切な時期には、脚注に言及されている PCT 制度の中で、PCT 締約国が新条約の義務を履行する支援を行います。新条約が発効されるまでの間、国際事務局は PCT 締約国や PCT ユーザからのご質問、ご要望にいつでも対応いたします。

PCT 規則改正 – 2024 年 7 月 1 日発効 (リマインダ)

2023 年 7 月 6 日から 14 日まで開催された PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2024 年 7 月 1 日発効予定の PCT 規則改正を採択しました。改正内容は以下の通りです。

- PCT 規則 26 及び 29 の修正について。国際出願が異なる言語で記載されている部分を含んでおり、管轄受理官庁がそれらの異なる言語全てを認めている場合の手続に関する修正。
- PCT 規則 82 の 4.3(c) の仏語での条文の修正について。当該規則の英語と仏語での条文における不一致を解消する修正。

PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive.html

2024 年 7 月 1 日から発効する PCT 規則の 9 言語による全条文は、以下の「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

特許協力条約及び規則

2024 年 7 月 1 日付で更新される特許協力条約及び規則 (WIPO 刊行物 274) 双方の条文を収録した刊行物 (アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語で入手可能) は、上述日以後 PDF 形式でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4739>

PCT 特許協力条約及び規則の条文の各 PDF 版は、上述の言語ですでにご利用いただけます。(訳者注: 2024 年 7 月 1 日から施行される PCT 規則の日本語版 PDF も同日以降ご利用頂けます。)

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

英語とイタリア語以外の言語は、当ページ右上からご選択下さい。

PCT 統計 2024

PCT 年次報告 2024 年版

PCT 年次報告 2024 年版は、2023 年の PCT の活動や動向をまとめたものです。2023 年の PCT 出願や国際特許制度の実績に関する一連の統計 (上位出願国別、上位出願人別、技術分野別の出願件数、並びに PCT 出願における女性発明者の参加に関する統計を含む) を網羅しており、2022 年 (統計が利用可能な最新年度) の国内段階移行に関する統計も掲載しています。また以下に言及する特別テーマに関する情報や、PCT 制度の利点についての概要も紹介しています。

今年の特別テーマは“The technological composition of PCT applications”とし、本報告ではその記述的分析を提供しています。PCT 制度の利用は過去 20 年間で大幅に拡大し、PCT 出願の技術構成も大きく変化しました。このような変化は特許制度に重要な影響を及ぼし、主に特定技術分野における特許明細書の作成スキルや審査スキルの必要性は、他の技術分野よりも高まっています。より広くは、PCT 出願の技術構成の変化は、イノベーションが向かう方向性の変化を反映していると言えます。このような変化は、主に新たな技術の可能性が原動力となり世界各地で起こっています。また一方で、このような変化は各国レベルでも起きており、専門技術に応じて、世界のトレンドにより近い国もあれば、そうでない国もあります。

PCT 年次報告は、英語でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4740&plang=EN>

<https://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

エグゼクティブ・サマリーは、まもなく 9 言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ロシア語とスペイン語）でご利用いただけます。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規二国間 PCT-PPH 試行プログラム (国立産業財産機関 (チリ) – EPO)

2024 年 6 月 1 日から、国立産業財産機関 (チリ) と欧州特許庁 (EPO) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の国の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査の利用が可能になります。

上述の PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/05/a56.html>

[https://www.inapi.cl/docs/default-source/2023/patentes/guias-pph/guia_pph_epo_20231124-\(1\).pdf](https://www.inapi.cl/docs/default-source/2023/patentes/guias-pph/guia_pph_epo_20231124-(1).pdf)

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を含み更新されました。

www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

公開スケジュールの変更

2024 年 8 月 1 日の公開

2024 年 8 月 1 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常その日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 8 月 2 日 (金) に公開されます。ただし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 7 月 16 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

7 - 8 月の合併号

次号の PCT ニュースレターは 7 - 8 月の合併号となり、8 月初旬の発行を予定しています。今月号と合併号が発行されるまでの期間に PCT ユーザの皆様にお伝えすべきお知らせがある場合には、PCT 最新情報のメール配信サービスを通して、また PCT ウェブページのニュース欄にてご案内いたします。まだメール配信サービスにご登録されていない方は、以下の電子メールプラットフォームにて無料で登録手続きが可能です。当サービスでは、PCT ユーザの皆様にご案内いたします。

https://www3.wipo.int/newsletters/en/#pct_newsletter

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

合併号の発行前に PCT セミナーカレンダーや PCT 手数料表に変更がある場合には、それぞれ以下のリンクにて情報が更新されます。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/seminar-calendar.pdf>

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/fees.pdf>

PCT アップデート

BR: ブラジル (所在地とあて名、国際出願の写しの部数)

CA: カナダ (手数料)

QR: カタール (電子メールアドレス)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (オーストリア特許庁、シンガポール知的財産庁、日本国特許庁)

2024 年 7 月 1 日から、手数料表 I(b) に表示される (スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランドによる換算額はまもなく設定されます)、オーストリア特許庁が実施する国際調査についてユーロで支払う額が変更になります。また、同日から以下の手数料の額も変更になります。

追加手数料: 1,845 ユーロ

2024 年 8 月 1 日から、シンガポール知的財産庁が実施する国際調査について日本円で支払う換算額、並びに日本国特許庁が実施する国際調査についてはユーロとシンガポールドルで支払う換算額が変更になります。新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT, JP, SG) が更新されました。)

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の第 305 号の 2、第 308 号、第 707 号、第 804 号が修正され、2024 年 7 月 1 日に発効します。

これらの修正を含む実施細則の改正版は、ページ右側 (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリスト) から、中国語、英語、仏語、ロシア語とスペイン語の PDF 形式でご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/ru/texts/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

英語と仏語の条文は HTML 形式でもご利用いただけます。

日本語の改正版はまもなくご利用いただけます（訳者注: 現在、既にご利用いただけます）。

<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>

上述した変更については、回章 C. PCT 1668 にて詳細が説明されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

PCT 受理官庁ガイドラインの改訂

PCT 受理官庁ガイドラインが修正され、2024 年 7 月 1 日に発効します。詳細は、回章 C. PCT 1674 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/circulars/>

当ガイドラインの全条文は、WIPO ウェブサイト上でまもなくご利用いただけます。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 規則改正 (2024 年 7 月)

2024 年 7 月 1 日から施行される PCT 規則改正後の新条文に関する詳細は、上記トピック「特許協力条約及び規則」をご参照下さい。

PCT 規則改正に関するパワーポイント資料

上記トピック「PCT 規則改正」で記載した通り、2024 年 7 月 1 日に施行される PCT 規則改正を解説するパワーポイント資料が、中国、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語とスペイン語でご利用いただけるようになりました。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/rule_changes_archive.html

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

中国語で利用可能な PCT 関連資料

以下の PCT 関連資料が中国語へ翻訳され、PCT ウェブサイトでもご利用いただけるようになりました。

- *PCT Applicant's Guide – Introduction to the International Phase:*
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/docs/guide/gdvol1.pdf>
- *PCT Applicant's Guide – Introduction to the National Phase:*
<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/zh/docs/guide/gdvol2.pdf>

新しい ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアル

官庁向け ePCT ビデオチュートリアルの仏語版がご利用いただけるようになりました。

ビデオは、主な官庁向け ePCT 機能の利用方法をステップバイステップで解説しています。

https://www.wipo.int/pct/fr/epct/tutorials_offices.html

WIPO ウェビナー – IP & Women: 特許、特許協力条約 (PCT) と持続可能な開発目標 (SDGs)

WIPO とフィリピン知的財産庁 (IPOPIL) が主催する研修が、2024 年 6 月 27 日にオンラインで開催されます。ウェビナーは無料で、特に女性イノベーターや起業家を対象に企画されており、特許制度、特許協力条約 (PCT) に関する洞察を深めることを目的としています。また、これらの情報をいかに活用し、持続可能な開発目標 (SDGs) を推進できるのかについても説明します。参加者は、知的財産の現状を把握し、持続可能なイノベーションに貢献するための貴重な知識を取得することができます。

このウェビナーは、主にフィリピンや ASEAN 全加盟国の女性を対象としていますが、イノベーションと知的財産に関心のある女性の皆様にご参加いただけます。

ウェビナーの詳細や参加登録については、以下のリンクをご利用下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=83768

実務アドバイス

発明者の氏名の表示

Q: 当方は欧州特許代理人です。当方のクライアントは欧州特許出願を行った際、発明者として記載される権利を放棄しました。これから PCT 出願を行う予定ですが、その際も発明者として記載されることを希望していません。PCT 出願においても同様に、発明者の氏名を表示したとしても、氏名を秘密にすることはできるのでしょうか。

A: 一般事項として、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条の 3 は、発明者は特許証に発明者として記載される権利を有することを保証しており、国内や広域特許制度の多くは、出願時に発明者の氏名を表示することを要求しています。時には発明者が自身の氏名を秘密にしておきたい場合があるでしょう。しかしながら、例えば、クライアントは発明者として氏名を記載する権利を放棄することができる欧州特許制度 (欧州特許条約の実施規則 20.1) のように、クライアントが出願に自身の氏名を記載した

場合でも、追加の条件を満たすことなく氏名を秘密にするよう容易に請求できる制度とは異なり、PCT 制度では、発明者が自身の氏名を公開しないよう請求するための同様の仕組みはありません。

PCT 制度の下で、発明者の氏名を開示しないようにする唯一の方法は、国際出願から氏名を省略することです。そうすることにより出願人は、国内段階の各指定官庁に対し発明者の氏名を提供する義務が生じます。指定国としての締約国は、一般的に出願時に発明者の氏名を提供することは要求しませんが、ほとんどの指定官庁は、少なくとも国内段階移行時に発明者の氏名を提供することを要求しています（詳細は PCT 規則 4.1(a)(iv)、4.1(c) と 4.6 をご参照下さい）。

従って、国内段階での問題や遅滞を避けるため、氏名に関する情報は国際段階において提供することが強く推奨されます。ほとんどの締約国において発明者の氏名は、関係する国内段階において指定官庁に対し適用され得る国内データ保護法に従い、いずれにしても国内段階において要求され公開されます。

PCT 規則 92 の 2 に基づき発明者に関する表示が期間内（国際公開のための技術的準備が完了する前）に含まれたか追加された場合には、PCT 規則 48.2(b)(i)、PCT 実施細則第 406 号(c) と附属書 D の第 4 項に従い、その情報は国際公開されます。また PCT 規則 92 の 2 に基づき発明者に関する情報が後から（国際公開の後であるが優先日から 30 か月を経過する前に）追加された場合には、PATENTSCOPE 上の書誌情報タブはそれに従って更新され、その情報は、国際事務局で保有される一件書類の一部として PCT 規則 94 に基づき公に利用可能となります。なお、PCT 出願に関して、発明者の氏名を開示しないことを求めるための請求が提出された場合でも、その請求はいかなる効果も有しません。

現行の手続の下での個人情報への配慮は、発明者の郵送先住所や電子メールアドレスについて、PATENTSCOPE の「PCT 書誌情報」タブに表示されるテキスト形式のデータから除外されているなど（公開される出願がイメージ形式でのみ利用可能となるのに対して）、ある程度考慮されています。従って、これらの住所やアドレスは、インターネット上の検索エンジンでは検索されません。また、PCT は願書に記載する発明者の住所を、その発明者の「自宅」住所とすることは要求していない点にもご留意下さい（PCT 規則 4.4(c)）。自宅住所に代わり、雇用者の住所を発明者の住所として記載することができます。

前述の通り、ほとんどの PCT 締約国は、特許出願のプロセスにおいて発明者の表示を義務付けています。従って、発明者の氏名は国際段階の期間中に提供することを強くお勧めします。

発明者の氏名と住所の提出に関する各指定官庁の要件に関する詳細は、PCT 出願人の手引 附属書 B (www.wipo.int/pct/en/guide/index.html (英語) 訳者注: <https://www.wipo.int/pct/ja/guide/> (日本語)) をご参照下さい。

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年7-8月号 | No. 07-08/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一環である第 56 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が、2024 年 7 月 9 日から 17 日までジュネーブにおいて開催されました。以下の今次総会の概要で言及されている文書は、WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

PCT 総会文書 (報告書も作成され次第、掲載されます)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=81262

PCT 作業部会 (第 17 回会合) 文書

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912

今次総会は、文書 PCT/A/56/2 のアネックスに記載された PCT 規則の改正を採択しました。規則改正は以下のとおりです。

- PCT 規則 26: 受理官庁が出願人に対し、要約又は図面の文言について国際公開される言語への翻訳文の提出を求める要件の例外範囲を限定する改正。要約や図面の文言が国際出願の言語と異なるが、国際調査機関が認める言語で出願された場合、受理官庁は、国際出願が確実に単一の言語で国際公開されるよう、要約と図面の文言の翻訳文の提出を求める命令書を発行することができます。詳細は文書 PCT/WG/17/7 と文書/WG/17/21 の 23 項、24 項とアネックス I 参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定であり、当該日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。
- PCT 規則 33 及び 64: 国際調査と国際予備審査のための関連先行技術の定義を拡張し、書面による開示以外の開示を含める改正。詳細は文書 PCT/WG/17/10 と文書/WG/17/21 の 25 項、26

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

項とアネックス II 参照。これらの改正は、国際調査機関が国際調査を実施する際に参照すべき最小限資料の定義に関する改正と共に、2026 年 1 月 1 日発効予定です (PCT ニュースレター 2023 年 7-8 月号参照)。当該日以降に調査報告が作成された国際出願、又は第 17 条(2)(a) に基づく宣言がなされた国際出願に適用されます。

- PCT 規則 89 の 2: 国際事務局以外の国内官庁が、国際出願や (出願後に提出される) 中間書類の電子形式での提出を要求すること、又は紙で提出された書類に関して 2 か月以内に電子形式での再提出を要求することを認める改正。詳細は文書 PCT/WG/17/15 と文書/WG/17/21 の 15 項、16 項参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定です。
- PCT 規則 92: 国際事務局が、特定の通信に関して、英語か仏語に限らず、国際公開 10 言語のいずれの言語でも出願人や国内官庁と連絡することを可能とする改正。英語か仏語の他に国際事務局が連絡可能な言語による通信に関しては、今後、実施細則に規定される予定です。詳細は文書 PCT/WG/17/6 と文書/WG/17/21 の 21 項、22 項参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定です。

今次総会は、手数料表の項目 5 に定められた PCT 手数料減額を受ける資格を有する国民や居住者の国リストを作成するための基準も見直しました。その結果、これらの基準を維持し、手数料表従い 5 年後に再度基準を見直すことを決定しました。また、所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針に関して、1 年のうち特定の時期ではなく WIPO 加盟国総会の年次総会にて言及できる旨の修正も採択しました (文書 PCT/A/56/1 参照)。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョンが 2024 年 7 月 22 日に導入されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向け新バージョンの新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1724>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

主な新機能の概要は、以下のとおりです。

出願人向け ePCT 最新機能

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届に関する新しいオンラインアクション機能

- 代理人に関する詳細: 代理人が受理官庁に対し業として手続をとる権能を有することを確認するための新しいチェックボックスを追加
- 変更が氏名に関するものか、個人/法人の変更に関するものかを表示するための新しいドロップダウンリストを追加

官庁向け ePCT 最新機能

ePCT の新バージョンでは、以下の機能が改良されました。

- RO (受理官庁):
 - 様式 PCT/RO/105 の改善
 - 新様式 PCT/RO/145 が 2024 年 7 月 1 日より発効
 - 新様式 PCT/RO/145 の内容と合致させるため、様式 PCT/RO/117、PCT/RO/150 と PCT/RO/157 を修正
- ISA (国際調査機関):
 - アップロード IPC (訳者注: International Patent Classification 国際特許分類) 機能の改善
 - 「国際調査開始」(Start International search) タスクの改善
 - 様式 PCT/ISA/237 の第 VI 欄から E と P カテゴリーの特許文献の自動削除
- ISA/IPEA (国際調査機関/国際予備審査機関):
 - 単一性に関する条項の翻訳

従来どおり、官庁の皆様からのご意見・ご要望は PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) へお寄せ下さい。現行の ePCT システムに関するご質問は、「Contact Us」リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスクへお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=769>

2024 年 7 月 19 日に発生したシステム障害の影響を受けたユーザ向けの PCT ガイダンス

PCT 規則の下、規則 82 の 4.1 の規定が、2024 年 7 月 19 日に発生した世界的なシステム障害による不通に対して適用可能な措置を定めています。この不通を理由として PCT で定められる期間を遵守できなかった PCT 出願人は、この規則に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。国際事務局は、全ての PCT 官庁及び国際機関に対して、同様にこの解釈を用いるよう勧告します。

PCT 規則 82 の 4.1 では、「……電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由……」を含む事由による不可抗力の事態により、PCT で定められる期間（書類の提出及び/又は手数料の納付に関するものを含む）が遵守されなかったことによる遅滞について、許容が規定されています。

国際事務局及び受理官庁としての国際事務局は、2024 年 7 月 19 日に始まった不通を理由として PCT 規則 82 の 4.1 の規定に基づきなされる請求を優遇することとし、PCT 規則 82 の 4.1(d)の規定に従って証拠の提出の必要性を放棄することとします。国際事務局は、PCT 官庁及び国際機関に対して、これと同様の解釈を用いるよう勧告します。

この世界的なシステム障害及びその余波による不通により、優先期間内に PCT 出願を提出できない PCT 出願人は、12 か月の優先期間の満了日から 2 か月以内に提出できる場合には、PCT 規則 26 の 2.3 の規定に基づいて当該規定を適用する受理官庁に対して、優先権の回復を請求することができます。その際、特に受理官庁としての国際事務局は同規則の規定及びその基準全てを適用することにも留意して下さい。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注：DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、認証謄本を提出したり提供しよう手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。但し、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はないことにご留意下さい。

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー)

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) は 2024 年 7 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2024 年 7 月 1 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、提供される認証謄本は出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2024 年 7 月 1 日までに満了していない出願を対象に、DAS を通じて当該官庁が取得できる優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=13932

所定の PCT 手数料減額の対象者

2024 年 7 月 1 日から、所定の PCT 手数料減額の対象となる資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、以下に記載するとおり更新されました。

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75% 減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75% が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に格付けされている国の国民及び居住者である自然人。或いは
2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許庁との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人¹。

アルジェリア、イラン (イスラム共和国)、モンゴル、ウクライナは、上記カテゴリー 1 に該当する国の一覧から除外されました。詳細一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

https://link.epo.org/web/low_income_states_en.pdf

¹ 詳細は、EPO 公示 2024 July をご参照下さい (<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/07/a69.html>)。

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75%減額の適用

出願人、又は複数の出願人がいる場合には各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国のうち、世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国として格付けされている国の国民でありその国に居住している場合、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料の 75%が減額されます。

世界銀行により「高所得」の国として格付けされたパラオとロシア連邦は、手数料減額の資格を有する国民及び居住者の国の一覧から除外されました。

国際出願の電子出願と処理

カナダ知的財産庁

受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としてのカナダ知的財産庁は、すでに ePCT 出願を利用した国際出願を受理しています。当該官庁は、電子形式による国際出願の提出や処理に関する自庁の通知（2015 年 1 月 29 日付（19 ページ以下）及びその後修正された 2021 年 4 月 29 日付（89 ページ）の公示（PCT 公報）掲載）に関して、幾つかの変更を加えたことを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁における、電子形式による国際出願の提出に関する要件と運用を記載した修正版の通知は、2024 年 6 月 27 日付の公示（PCT 公報）に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CA) が更新されました)

新しい ISA 及び IPEA の取決め

オーストリア特許庁

2024 年 7 月 1 日から、オーストリア特許庁と WIPO 国際事務局間で、特許協力条約 (PCT) における国際調査機関及び国際予備審査機関であるオーストリア特許庁の役割に関する取り決めが発行しました。当該取決め以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/agreements/ag-at.pdf>

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の改正版が、2024 年 7 月 1 日に発効し公表されました。

実施細則の改正版は、英語、仏語、日本語、スペイン語とロシア語の PDF 版に加えて中国語もご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

ご希望の言語は、当ページ右上からご選択下さい (訳者注: 日本語も選択可能)。

英語と仏語の条文は、HTML 形式でもご利用いただけます。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

国立産業財産機関 (ブラジル) が Global PPH 試行プログラムに参加

2024 年 7 月 6 日から、国立産業財産機関 (ブラジル) がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加し、当試行プログラムの参加庁数は 28 となりました。

当試行プログラムでは、ある参加庁からの成果物に基づき (該当する場合、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの PCT 見解書、又は特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を含む)、他の参加庁のいずれかに対し早期審査の請求が可能になります。但し、先に審査した官庁により特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在し、且つ他に該当する資格基準を満たしていることが条件となります。当試行プログラムは、単一の参加要件を使用し、さらにユーザが利用しやすいものとするため、既存の PPH ネットワークを簡素化し強化することを目的としています。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/pph>

新規 PCT-PPH 試行プログラム (中国と ARIPO、中国とバーレーン)

2024 年 6 月 8 日から、中国国家知識産権局 (CNIPA) とアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 間で、新しく一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において CNIPA が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国内段階で ARIPO に対し早期審査の利用が可能になります。当試行プログラムを定める ARIPO と CNIPA 間の当取決めは、一方の官庁が特許性ありと判断した請求項に基づき、他庁において早期審査が利用可能な二庁間 PPH プログラムも含まれます。

2024 年 5 月 1 日から、中国国家知識産権局 (CNIPA) と国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) 間で、新しく一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において CNIPA が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国内段階で国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) に対し早期審査の利用が可能になります。当試行プログラムを定める国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) と CNIPA 間の当取決めは、一方の官庁が特許性ありと判断した請求項に基づき、他庁において早期審査が利用可能な二庁間 PPH プログラムも含まれます。

双方の試行プログラムは、当初 5 年間実施されます。

詳細は以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.aripo.org/ip-services/patents>

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/29/art_340_192107.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を含み更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

既存の PPH 及び PCT-PPH 試行プログラムの期間延長 (中国とエジプト、中国とアイスランド)

すでに実施されている中国国家知識産権局 (CNIPA) とエジプト特許庁間の PPH 試行プログラム、中国国家知識産権局 (CNIPA) とアイスランド知的財産庁 (ISIPO) 間の PCT-PPH 試行プログラムが、2024 年 7 月 1 日から 2029 年 6 月 30 日まで 5 年間延長されました。

詳細は以下のリンクをご利用下さい。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/29/art_340_193693.html

PCT 公開スケジュールの変更

2024 年 9 月 5 日の公開

2024 年 9 月 5 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常は木曜日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 9 月 6 日 (金) に公開されます。但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 8 月 20 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT アップデート

CL: チリ (電話番号)

CY: キプロス (国際出願の提出に認められる言語、紙形式による写しの部数)

GB: 英国 (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

GR: ギリシャ (通信手段、仮保護、代理人に関する要件、委任状に関する情報)

HR: クロアチア (FAX 番号)

IS: アイスランド (手数料)

JP: 日本国 (手数料)

2024 年 9 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に日本円で支払う国際出願手数料と 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、並びに手数料表 I(a) にある料金一覧の項目 4 に表示された、適用される手数料減額の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

LU: ルクセンブルク (電子メールアドレス、手数料、国内段階移行の特別な要件)

SA: サウジアラビア (電話番号)

UG: ウガンダ (国家安全保障規定)

取扱手数料 (日本国特許庁)

2024 年 9 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JPO) に日本円で支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 35,700 円です。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (オーストリア特許庁、日本国特許庁 (JPO)、国立産業財産機関 (ブラジル))

2024 年 7 月 1 日から、オーストリア特許庁が実施する国際調査について、スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランドでの換算額が変更になりました。変更された換算額は、手数料表 I(b) に表示されています。

2024 年 9 月 1 日からは、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、JP) が更新されました)

WIPO 手数料移転サービス

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO 手数料移転サービスに「参加庁」 (“participating Office”) として参加できるようになりました。当サービスの下、PCT 手数料は、ある「徴収官庁」 (“collecting Office”) から他の「受益官庁」 (“beneficiary Office”) に対し国際事務局 (IB) を介し取り引きされます (詳細は文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい (https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911))。

IB は、参加庁となる旨や参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2024 年 7 月 11 日付の公示 (PCT 公報) (115 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページに、「ePCT-filing in Docx format」と「ePCT 最新情報」に関するビデオチュートリアルが収録されました。以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

動画の目次から、以下の新しい ePCT ビデオチュートリアルがご利用いただけます。

- ePCT-filing in Docx format:
 - Filing in Docx format
 - How to upload a DOCX specification in ePCT-filing in a non-publication language

- How to use the application body converter to check your DOCX specification

動画では、PCT 出願に DOCX 形式を使用する方法をステップバイステップで解説しています。DOCX 形式を使用することで 300 スイスフランの手数料減額を受けられる可能性があります。

– What’s new in ePCT:

- What’s new in ePCT for applicants

こちらの動画では、国際特許出願の提出や管理プロセスを簡素化するために改良された ePCT 最新機能に関する情報を提供しています。

新しいウェビナー動画

英語ウェビナー

以下の英語ウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 1: Process a new application (2024 年 6 月 6 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 2: Fees (2024 年 6 月 13 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 3: Priority claims/Priority document (2024 年 6 月 20 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 4: Corrections and replacement sheets (2024 年 6 月 27 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 5: Defects and changes (2024 年 7 月 4 日)
- Mastering ePCT webinar series: Declarations under PCT Rule 4.17 (2024 年 7 月 16 日と 18 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

ロシア語ウェビナー

以下のロシア語ウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- “Introduction to Intellectual Property and the PCT System” Regional Webinar for Students from Central Asian, Caucasus and Eastern European Countries (CACEEC) (2024 年 4 月 18 日)
- “PCT System: Priority Corrections and other Corrections in PCT International Applications” WIPO Regional Webinar for CACEEC (2024 年 5 月 23 日)

- “PCT System: Amendment of the Claims in the International Phase WIPO” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 6 月 6 日)
- “PCT system: Safeguard mechanisms in the PCT: Restoration of Priority Rights and Reinstatement of Rights when Entering the National Phase” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 6 月 20 日)
- “PCT System: International Search and International Preliminary Examination” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 7 月 2 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー

上級者向け PCT セミナーが、2024 年 10 月 2 日と 3 日にジュネーブの WIPO 本部において開催されます。例年どおり、プログラムでは、特許・技術セクターに所属する経験豊かなスタッフと米国特許商標庁からのゲストスピーカーによる講演が予定されています。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、パラリーガル、その他 PCT 制度をすでに知っているユーザを対象としています。初日はハイブリッド形式で行われ、二日目は、現地参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問が予定されています。

オンライン登録の詳細やセミナーに関する詳細を提供するリンクは、近く PCT セミナーカレンダーに掲載予定です。

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

ムートラル: 牛に着目して気候を守る

Mootral 社は、羊や牛など、一度飲み込んだ食物を再び口の中に戻しながら食べる、いわゆる反芻動物が放出するメタンガスの量を大幅に削減する天然の飼料サプリメントを製造しています。この製品は、スイスの AgriTech スタートアップ企業による幅広い研究開発の成果です。

同社は、WIPO の特許協力条約を通じて、その技術の国際的な保護を求めています。

同記事では、「特許技術は関心を引く商品で、特許があることにより企業はイノベーションをより効果的に販売することができます。特許により与えられる 20 年間の独占的排他権は、Mootral のような企業が研究を進め、新たな特許に結びつきうる技術を発明することを可能にします。このようなイノベーションは、現在及び未来の問題を解決するための既存のプラットフォーム技術を発展させていくでしょう」と説明しています。

記事全文は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/ip-at-work/2021/mootral.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

国際出願において使用される複数言語 (mixed languages)

Q: 欧州特許庁 (EPO) を受理官庁として、独語で PCT 出願をしたいと考えています。発明はデジタル通信分野であり、当方の出願書類ドラフトには英語の専門用語が多数含まれています。この技術分野では英語が一般的に使用されているため、専門用語の翻訳は困難です。また、キーワードの翻訳は変に見えるでしょうし、不正確で簡潔さを欠く危険性があります。PCT 手続において、英語の専門用語を使用していることが問題になる可能性はありますか？

A: 一般に PCT は、国際出願の明細書と請求の範囲は、受理官庁が認める単一の言語で提出することを要求しています。国際出願のいずれかの部分が、受理官庁が認めていない言語で記載されている場合には、当該受理官庁は、PCT 規則 19.4 に基づき、国際事務局の受理官庁に出願を転送する義務があります。この実務アドバイスのケースのように、明細書と請求の範囲において二つの言語が使用され、受理官庁が両言語を認めている場合には、英語の専門用語を使用していることが出願の欠陥とみなされるか否かの判断は、受理官庁に委ねられます。

最近まで、受理官庁が全ての言語を認めている場合における、複数言語で提出された国際出願の取扱いに関する PCT 規則の特別な規定は存在しませんでした。2024 年 7 月 1 日に発効した新しい PCT 規則 26.3 の 3(e) は、受理官庁がこのような国際出願に対処するための法的根拠を提供しています。この規則に基づき、国際出願の明細書と請求の範囲が複数の言語で提出されている場合で、それらの全ての言語を受理官庁が認めるときは、受理官庁は出願人に対し、出願全体が単一の言語となるように、該当部分の翻訳文を提出するよう求めることができます。この単一の言語は、次の全てを満たす言語である必要があります：①出願時における明細書又は請求の範囲に含まれている言語のうちの一つであること、②国際調査を行う国際調査機関 (ISA) が認める言語であること、③且つ国際公開言語であることです。

しかしながら、受理官庁は、出願人に対して、明細書と請求の範囲を単一の言語にするよう翻訳文の提出を求める前に、まず、当該国際出願において、翻訳文の提出を求めることが適切か否かを検討すべきです。英語の専門用語の使用については、特定の技術分野では一般的に英語の専門用語を使用することは広く認識されています。このような実務は、国際出願における出願言語が英語でない PCT 出願でも認められています。出願において出願の言語とは異なる言語で専門的な語彙が使用されていても、それが発明の開示の理解を助けるものであれば許容されます。この例としては、言語中立用語 (コンピュータのコーディング言語など)、科学出版物の引用や翻訳技術に関する発明などがあります。例えば、翻訳技術分野の出願において、単語が多言語で表示されたコンピュータ画面を示す図面は受理されるべきであり、受理官庁は、通常は出願人にそれらの用語の翻訳を求めることはありません (PCT 受理官庁ガイドライン 65B 項をご参照下さい)。

一方、受理官庁が、明細書の部分及び/又は請求の範囲の部分を (国際出願の他の部分と一致させるために) 独語に翻訳することが出願の理解を高めるであろうという結論に達した場合には、受理官庁は、当該官庁が国際出願を受理した日から 1 か月以内に翻訳文を提出することを出願人に求めます。これによ

り認定された国際出願日が繰り下がることはありませんが、余分な出願後の手続、遅延や弁理士費用を避けるために、出願前に当該部分の翻訳文を提出することが望ましいです。さらに、受理官庁は、必要な翻訳文を受領するまで調査の写しを ISA に送付することはありません。一般的に、受理官庁が明細書及び/又は請求の範囲の一部の翻訳文を要求する状況は、国際調査の目的で出願全体の翻訳文を要求する状況に比べ、比較的稀であると予想されます。

要約や図面の文言に関して、もしそれらが全て出願の言語で記載されておらず、翻訳文の提出が適切であろう場合には、これは方式欠陥として扱われ PCT 規則 26.3 の 3(a) に従い、国際出願日に影響を与えることなく受理官庁に対し補充を行うことができます。

覚えておいていただきたいのは、ISA の実体審査官と異なり、受理官庁の方式審査官は、通常は技術的専門性を有しておらず、国際出願の関連する技術分野において出願書類にある単語が翻訳を必要とするか否かを常に判断できるとは限らないことです。受理官庁は、新 PCT 規則 26.3 の 3(e) に基づき、特定の用語について翻訳文が必要か否かを判断するある程度の柔軟性は有しているとはいえ、出願人が翻訳文の提出を求められた場合に、上述した理由のため単語を翻訳できない、又は翻訳すべきではないと考えるときには、受理官庁に連絡し協議することが可能です。